

平成 1 9 年度第 2 回

宮城県行政評価委員会公共事業評価部会

日 時：平成 1 9 年 6 月 2 1 日（金曜日）

午後 1 時 3 0 分から午後 4 時 5 0 分まで

場 所：宮城県行政庁舎 4 階 特別会議室

平成19年度第2回 宮城県行政評価委員会公共事業評価部会 議事録

日時：平成19年6月21日（金）午後1時30分から午後4時50分まで

場所：宮城県行政庁舎4階 特別会議室

出席委員：森杉 壽芳 委員 田中 仁 委員 長田 洋子 委員  
加藤 徹 委員 徳永 幸之 委員 沼倉 雅枝 委員  
両角 和夫 委員 山本 信次 委員

司 会 定刻となりましたので、ただいまから平成19年度第2回宮城県行政評価委員会公共事業評価部会を開催いたします。

今日は、森杉部会長を初め7名の委員のご出席をいただいております。

行政評価委員会条例の規定による定足数を満たしておりますので、会議は有効に成立しておりますことをご報告いたします。

なお、遠藤委員、高橋委員におかれましては、事前に所用のため欠席というご報告をいただいております。

会議に入ります前に、配付させていただいております資料の確認をさせていただきます。本日の次第、裏面の方に出席者名簿が記載されてございます。それから、A3判横長の資料1をお配りしております。お手元にごございますでしょうか。

それでは、会議に入らせていただきますが、ご発言の際には、マイクスイッチをオンにして、マイクのオレンジ色のランプが点灯したことを確認してからお話しいただきたいと思います。

なお、本日の部会では、次第に記載のとおり9つの事業の審議を予定しております。よろしく願いいたします。

それでは、森杉部会長、進行の方よろしく願いいたします。

森杉部会長 はじめに、議事録署名委員をお願いしたいと思います。

今回は、加藤委員と徳永委員のお二人をお願いいたします。（了解）

会議の公開ですが、いつものとおり公開です。傍聴に際しましては、宮城県行政評価委員会傍聴要領に従うようお願いいたします。写真撮影、録画等につきましては、事務局職員の指示に従ってください。

議事に入ります。

初めに、事務局から本日の審議事業についての説明をお願いいたします。

事務局 それでは、事務局の方から、前回、重点評価実施基準に関する質問がありましたので、その補足説明と、あわせて、今日ご審議いただく事業についての概略をご説明いたします。

資料1をご覧ください。A3判の横長のものがございます。

これは前回もお渡ししてはいますが、重点評価実施基準結果表を再度ご用意いたしました。前回の審議でのご指摘を受けまして、一部訂正してございます。訂正している箇所は、完成予定年度の欄と事業費の欄です。前回の記載の方法、仕方では、今回再々評価となった事業の当初の完成予定年度と前回再評価時点の

完成予定年度、あと、今回変更した完成予定年度の記載が紛らわしいとご指摘を受けましたので、今回、それぞれの欄を別欄にいたしました。書いてある年度等は変えておりませんので、例えば前回議論になりました事業番号3番の仙台港背後地土地区画整理事業につきましては、当初、平成2年度に事業採択されたときには平成10年度に完了しますよということで始まりましたが、前回の再評価が平成14年度になりますけれども、この時点では平成18年度を完成予定年度として、今回また新たに平成23年度を完成予定年度としているものです。事業費の欄も同様な見方をしていただきたいと思います。

次に、前回の部会で、特に再々評価である事業番号3番、4番の二つの事業が、他の事業と同じくホワイトカード、問題がないという結果になることについて疑義が出されておりましたので、関連する指標についてご説明いたします。

資料1の2枚目に、重点評価実施基準の各指標の定義と配点等を整理してございます。まず、指標の1ですが、資料3の左側の方になります。事業の停滞年数ですが、このページを読みますと、事業採択後、事業が実質的に休止している年数ということにしておりますので、つまり何か不都合がありまして、事業が全く止まるとか、ほとんどゼロに近い予算だったということの年数をカウントすることにしております。

それで、資料1の1枚目に戻っていただきたいのですが、ここで指標1の欄を見ていただくと、3番、4番も全て停滞なし、他の全事業が停滞問題なしですけど、こういったことで、配点ゼロという判定をしております。

次に、指標の2番の事業工程乖離度ですが、資料の2枚目に戻っていただいて、左側の下の方になります。これの定義は、現在の進捗率(A)と、現計画事業進捗率(B)の差としております。ここで現計画とは、今回変更後の全体事業費、事業期間で算出することとしておりますので、つまり、ここで定義している事業工程乖離度というのは、変更後の現在の予定工程において、現在の進捗状況が進んでいるのか、はたまた遅れているのかということを示すものとなっております。

また1枚目に戻っていただきたいのですが、そういうことを念頭に置いていただいて、指標2の乖離度のところを見ていただきたいんですけども、これも3番で説明をいたしますと、これについては、現在の進捗率が93%なので、これが平成2年から23年という事業工程においてどうなのかというのが、指標2番のところにきまして、11%進んでいるという、ちょっと確かにおっしゃられるように矛盾するような書き方になるんですけども、23年までというふうに考えれば進んでいるだろうという結果になるということでございます。

次に、指標の3番になります。これは事業費増加度ですが、これは言葉のとおり事業費の増加の割合を示すものなので、これについても同じく3番で説明いたしますと、3番の土地区画整理事業は、当時371億円で始まりまして、前回の再評価時点で592億円に変更後、今回の再々評価で625億円に変更という過程を経ております。

ですけれども、これも前回説明いたしましたけれども、再評価時点でリセットされたという考えをこの結果表においてはとっておりますので、今回の事業費の増加率というのは、592億円と625億円の比較をしておりますので、指標の3の方の欄を見ていただきたいのですが、6%の増という扱いにしております。

す。

このように、現在の今やっている重点評価実施基準では、ご指摘あった再評価が再々評価になったというような状況を反映できないというような指標になっているということをご理解いただいた上で、そういったものだということで一つの参考にしていただきたいと思います。

それと、これとは別の情報として、今年の事業中には、再評価の事業と再々評価の事業があるということを一つの情報として念頭に置いて審議をしていただければというふうに考えております。

なお、重点評価実施基準につきましては、公共事業評価の基準の定量的な分析結果として、詳細審議対象事業の決定や継続妥当性の判定というものの参考としていただくつもりでございまして、県としても必要に応じて指標の見直しなども考えていきたいと思っておりますので、委員の先生方におかれましては今後とも引き続きご指導やご助言などをいただければと思っております。

それでは、この結果表を用いまして、今日の事業の概略を説明いたします。今日は、事業番号5番から13番までの9事業の審議についてお願いしたいと思っております。事業種はすべて農業農村整備事業でございまして、5番が、かんがい排水事業、ほかは、経営体育成基盤整備事業、いわゆる、ほ場整理事業ということになっております。

ここで、右側の重点評価実施基準の結果を見ていただきたいと思いますけれども、全てこの間も説明したとおり、W、ホワイトカードということになっております。ただし、このホワイトカードの中でも、若干ですけれども、点数に開きがありまして、あえて言えば、8番の江合川左岸地区や13番の大川地区が4点ということで、比較論になりますけれども、要再評価度が高いということになっております。これの要因といたしましては、まず、B/Cがちょっと低めだということと、先ほども説明しました工程の乖離度が大きいということがあると思っております。

以上のようなことを念頭に置かれまして、ご審議いただければと思っております。

以上で説明を終わります。

森杉部会長            ありがとうございます。

それでは、この件につきまして、ご質問、ご意見どうぞ。

徳永委員            出し方はわかりましたが、変更というのはどういうタイミングでやるのかということだと思っておりますけれども、この再評価に合わせて変更したということであれば、必ずそれに合うわけですから、乖離度が出ないように、再評価をやるというタイミングでし直すことになるわけですね。だから、それは、ちょっとおかしいというか、評価にならないのではないかという気がします。それ以前にもっと別のタイミングで変更しているというのであれば、それはそれでいいのかなとは思っておりますけれども。

事務局            変更のタイミングにつきましては、事業ごとに違ってございまして、再評価に合わせて工期を見直しているものもあれば、何年か前に、いわゆる全体計画の見直しなどという意味において変更する場合があります。確かに、おっしゃるように今回見直したのであれば、今回工期を延ばしてしまっ、影響が無くなってしま

ったような場合もあるかもしれません。そういったばらつきもありますので、今後、調べて見たいと思います。

森杉部会長 それから、もしもそういうことを調べるときについでですけれども、なぜ完成予定年度がずれていっているかということですよ。いろいろな情報があるのだと思いますので、分類なんかできるかもわかりませんね。

事務局 完成予定年度の遅れということにつきましては、今回、調書の様式を直しているんですけれども、その中で十分書き込むような様式に直しておりますので、その事業ごとにご審議いただければというふうに考えております。

森杉部会長 調書の中にあるんですか。

事務局 調書の中にこの遅れの要因とか、その辺を説明するようなものになっておりません。

森杉部会長 これは追々、またより良いものにしていただくということで、情報としてはこれで当面間に合いますので。

それでは、審議に入ります。

審議は、1事業ずつ、始めに県から説明をいただいた後に、質疑応答という形式で進めます。本日の審議において、すべての回答いただいて、委員の了解が得られた事業につきましては、本日、この場で部会の意見をまとめたいと思います。

ただし、ここで一旦決定していても、問題があった場合には、10月ごろに最終的に答申案をつくりますので、それまではまだ変更の余地はいつでもあると、こういう想定のもとに本日の取りまとめを行います。

それでは、1番のかんがい排水事業、江合川右岸地区についてのご説明をお願いいたします。

農村整備課長 本日、ご審議をいただき、農業農村整備事業の実施全般を担当しております川村でございます。よろしく申し上げます。

今、部会長の方から言われました、個別地区の詳細につきましては、担当の班長からご説明を申し上げますが、今、行政評価室の方からお話があった資料1、重点評価実施基準結果表について、若干補足の説明をしたいと思います。

まず、対象となる個別事業は、かんがい排水事業と経営体育成基盤整備事業、いわゆる、ほ場整備事業であります。これらの事業は、農業農村整備事業の中でも食糧の根幹となる米、麦、大豆など、土地利用型農業の展開や農業経営構造改善に大きく寄与する事業であります。

また、本年度は、我が国農業政策の対象を担い手に集中していく、経営所得安定対策をスタートさせるなど、農政全般の改革の初年度に当たります。これら施策の推進には、農業農村整備事業は欠くことのできない事業であるというふうに認識しております。

ただいま説明があった重点評価実施基準結果では、厳しい農業情勢の中での農業生産活動結果の評価、あるいはコスト縮減等の事業執行努力の評価が十分反映

されなかった面があると、そういった思いも実施課としては持っております。しかしながら、これら9事業は、地元のニーズや期待が高く、再評価の要因となった事業の長期化解消のめどもついたことから、事業継続として全地区自己評価をしております。

個別の説明は担当からさせますが、よろしくご審議をお願いしたいと思います。

農村整備課 農村整備課の小高と申します。

それでは、私の方から個別の説明をさせていただきます。

調書 5番のかんがい排水事業江合川右岸地区についてご説明いたします。

まず、本地区の位置でございますが、お手元に配付してある調書の8ページをご覧いただきたいと思っております。8ページに位置図を示しております。本地区は、涌谷町の中央部から西部及び美里町、旧小牛田町の東部との両町にまたがっております。1級河川江合川と出来川、この両河川に挟まれた低平地に位置しております。

位置図の青色とピンク色に着色している部分が排水流域でございます。9.1平方キロほどございます。うちピンク色の範囲の中が、排水改良を図る農地が存在する受益地でございます。この中で、ちょっと図面上、はっきりいたしませんけれども、青い色の太い線、ここにつきましては、国営のかんがい排水事業にて施工した区間でございます。それに続いて上流側の細い、青い線でございますけれども、ここが本事業で改修を計画している区間でございます。

本地区は、排水施設の老朽化及び能力不足によりまして、降雨時の排水に支障を来しておりました。また、本地区の下流一体は、洪水時には、常習的な湛水被害に見舞われておりましたので、国営かんがい排水事業により、排水機場を新設し、湛水被害の低減を図る計画となっております。

本事業は、国営事業の附帯県営かんがい排水事業として、国営末端以降の排水路改修を実施し、新設する排水機場の合理的な運転を促進するほか、農地の汎用化、高度利用等を促進し、近代的な農業経営の安定化を目的として実施しております。

それでは、1ページをお開き願いたいと思っております。

目的につきましては、今、お話ししたとおりでございます。事業内容につきまして、受益面積が471ヘクタール、排水能力不足の排水路改修5,531メートル、排水量にいたしまして、最大で毎秒17.32トン排水するものでございます。排水路延長が460メートル短くなってありますが、これは国道108号線のバイパス工事の補償水路として施工された区間がありまして、詳細検討を行った結果、そのまま利用が可能となったことによる延長の減でございます。国道108号線とちょうど並行して走っている水路部分でございました。

次に、事業費でございますが、本地区は当初14億2,000万円の全体事業費でしたが、見直しによりまして、全体事業費が9億6,000万円と4億6,000万円の減額となっております。その内容ですけれども、調書の2ページをお開きください。全体事業費が減額となった主な理由は、前にも説明させていただきましたが、水路改修の延長が460メートル減になったことでございます。それから、水路改修に当たっては、既設の水路護岸がございましたけれども、これに使われた資材、主に平板ブロック、コンクリートのブロックをできるだけ再

利用してコスト縮減を図ったものでございます。

附帯工につきましては、本事業で計画している排水ルートは、まだ、ほ場整備が実施されていない地域を通っております。現況は、用水もくみ上げているという用排兼用水路として使われております。既存のルートの中には、多くの堰上げ施設がございましたが、本事業では、既存の揚水機能の補償といたしまして、揚水機場を4カ所ほど設定する予定でした。けれども、その後の水路縦断計画等の見直しによりまして、うち3カ所のポンプが、堰上げのゲートで対応可能ということになり、減額になったものでございます。

その他の測量試験費、用地買収補償費など、精査による減額、一部増額もございますけれども、そういった変更でございます。

続いて3ページをお願いいたします。

事業の進捗状況でございます。これまでの進捗状況は、平成19年度、本年度までに全体事業費で8億円、進捗率といたしまして83.3%となっております。本地区は、平成10年度に採択され、平成16年度に完成する予定でしたが、関係町、特に涌谷町でございますけれども、ここでは農業農村整備事業が多く実施されており、町の財政が逼迫したことによりまして、計画的な予算配分ができなくなりました。そこで、優先的に予算を重点配分しなければならない地区との調整によりまして、完了予定年度が遅れてしまいました。

本事業の残事業といたしましては、排水路工2,284メートルでございますが、用地買収は、本年度で全て完了する予定でございます。また、残りの路線につきましても設計もすべて済んでおりますので、予定しております平成21年度までの完了は、十分見込まれると考えております。

それでは、次の調書の4ページをお願いいたします。

事業の必要性、有効性につきましては、まず、上位事業として国営かんがい排水事業の江合川地区が、本年度をもちまして完了する予定でございます。国営の附帯事業としての本事業を完成させて、排水改良効果を早期に発揮させてほしいと関係者も強く要望しております。現在、関連するほ場整備事業地区として南小牛田地区及び上涌谷地区、合わせて382ヘクタールほどでございますけれども、事業計画がございます。

続きまして、調書の5ページをお願いいたします。

この、代替案の検討でございますけれども、本事業で改修する排水路は、現況排水系統を重視した路線選定を行っております。関連事業のほ場整備事業によって末端整備が行われても十分な排水効果が図られるように、ルート選定し計画しておりますので、現計画が最適であると考えております。

その次に、コスト縮減につきましては、現況施設をできる限り再利用するように計画いたしまして、片側のみ幅とか、前にも申しましたけれども、施設資材、コンクリートブロックの転用などを行いコスト縮減を図りました。

費用対効果につきましては、農林水産省構造改善局監修の土地改良の経済効果に基づいて算定しております。対象になっている費用でございますけれども、県営のかんがい排水事業及び関連事業でございます。国営のかんがい排水事業が二地区ほどございます。江合川地区と大崎地区、この二地区の受益相当額を対象としております。

便益につきましては、作物生産効果、営農経費節減効果、維持管理費節減効果、

更新効果、安全性向上効果の積み上げ額から、一部、既に護岸されておりました区間、ここの廃用損失額を差し引きまして算出しております。

便益の中で、特に大きく目立つところがございますけれども、作物生産効果が小さくなっております。これは、事業着手時における転作率が平成10年時点では22.7%ほどでございましたけれども、直近、5カ年の平均転作率に置きかえまして、その数字が30.2%ほどになっておりまして、そのための畑作面積を見直したものです。また、大豆、大麦の作付面積を、平成14年に打ち出されました米政策改革、これを受けまして、地域水田農業ビジョンを涌谷町、美里町、両町で、美里町は旧小牛田町でございますけれども、この地域水田農業ビジョンが、事業採択後に策定されたものですから、このビジョンに基づいて、大きな見直しをかせさせていただきます。

それと、さらには、作物単価と純益率が平成10年に比べて減少となっております。総じて便益が減額となっております。これらをもとに費用便益費を算定しますと、1.02となります。

続きまして、調書の6ページをお開き願いたいと思います。

環境への対策でございますが、涌谷町と旧小牛田町におきましては、田園環境マスタープランを作成しておりまして、本事業の水路のエリアは、マスタープランの中では、環境配慮区域となっております。環境配慮区域というものは、工事を実施する場合において、環境に配慮して計画し施工して下さい、というような位置づけになっております。本事業の水路には貴重種は生息しておりませんでしたけれども、魚類等に配慮して、水路の底に穴のあいている製品を使用し、また、両生類とか爬虫類が水路内に落ちてでも這い出せるように、お助け工と名称打っておりますけれども、這い出せる施設を設置して環境に配慮しております。

最後になりましたけれども、本地区は、今後、事業費で1億6,000万円、その割合にいたしまして16.7%を残しておりますが、全線にわたる最終的な設計も終了いたしまして、用地買収の方も本年度で完了する見込みでございます。今後の工事は、順調に推移する見込みであります。また、本事業の関係町である涌谷町においても、県営の農業農村整備事業につきましては、本地区以外、本年度をもって完了することから、今後の計画的な予算の配分が十分可能と思われま。地元関係者も早期完成を強く要望していることでもありますので、本事業の継続をお願いしたいと思います。

以上で説明を終わらせていただきます。

森杉部会長      ありがとうございました。

それでは、ご質疑お願いいたします。

田中副部会長    この中で排水関係の事業は、できるだけ河川関係のものとおある程度類似した形でぜひ記載してほしいというお話があったと思うんですけども、そういった点で、例えば具体的な既往の被害とか、そういうのがあるとやはりわかりやすいんじゃないのかなという印象を持ちました。それから、河川の場合にやはり流量配分というのが非常に重要な数字であって、先ほど口頭では、ポンプの流量についてお話しあったんですけども、やっぱりそういう数字を調書の中に入れておいていただいた方がいいんじゃないのかなという印象を持ちました。



あと、確率的な話も大体どのぐらいの規模で考えているのか。やっぱりその辺もお話しがある方がいいのかなと思ったんですけども、いかがでしょうか。

農村整備課 まず、1点目の既往の被害状況、ここに資料として写真を用意できなかったのに入れ込みませんでしたけれども、位置図で申しますと、9ページをごらんいただきたいと思います。模式図がございますけれども、ちょうどこのペーパーで申しますと上の方になりますけれども、江合川の方に直接排除しております国営の排水機場がございます。涌谷西排水機場、ここから986メートルほど国営の水路がつながっております、その上流、約5キロ半ぐらいが本事業でございます。ちょうど、国営の排水路に接続するあたりがほぼ17トンの排水量になっておりまして、この辺から特に下流にかけては、湛水被害が多く発生しているというような状況でございました。

森杉部会長 湛水、そうすると大雨でということですね。洪水被害ですね。

農村整備課 本地区は、上流の方に位置しております、部分的に排水能力不足で越水はいたしますけれども、今回の計画に反映させるほどの1日許容湛水深を超えるような被害状況は無かったので計上しておりません。

また、確率等でございますけれども、かん排事業は10年に1度の降雨に対応するということになっておりまして、上位の国営事業の方も10分の1年の排水確率になっております。そのような対応で今回、施設設計をしております。

森杉部会長 わかりましたので、そういう文章を後からでもいいですから、つくっていただくと、この中身がわかりやすくなりますのでお願いいたします。

徳永委員 関連してなんですが、これの受益区域にかなり宅地等も入っているように見えるのですが、その辺はどういうふうにカウントされているのか、あるいはピンクの部分とブルーの部分、これがどういうふうに考えればいいのかというのがよくわからなかったもので、教えていただけますでしょうか。

農村整備課 宅地が点在しておるといってご指摘でございますけれども、本地区は、全体が農振地域の中には入っておりますけれども、農振地域の農振農用地、この部分が382ヘクタールほど、そのほかに農振農用地以外の農地もございまして、ここにつきましても不可避受益という形で取り組んでおります。それで、今回、471ヘクタールの受益でカウントしておりますエリアは、この宅地も点在した中の農地の部分だけで、471ヘクタールという受益面積になっております。

あと、色分けでございますけれども、これは、詳細にここで区分するものではなかったんですけども、上位計画の中で特に、住宅密集地域ということで、この中には、農地が存在しないということでブルーの色分けをしています。この事業計画には余り意味のない色分けでございましたので、この着色してある全体の中の農地だけを把握しておるといってご認識していただければと思います。

徳永委員 そうしますと、ピンクの中のさらに集落があるようなところは除いた面積が

471ということですか。

農村整備課 そのとおりでございます。

農村整備課長 もう少し追加でお話ししますけれども、出てくる水の範囲を計算するのが青とか、色を塗っている部分を含めた全体の中に降った水を対象にするんですけども、農林水産省の仕事なものですから、効果は、先ほど言っているような農振農用地とかそういった農業を主にやる部分のところに効果があるというような計算になっています。

多分、宅地なんかあるところは全部高いところにあるので、降った雨で直接宅地なんか被害受ける部分は少ないと思うんですけども、いずれそういった雨が田んぼとか、排水路に入ってきてしまいます。そういう関係をあらわすのに、雨の降る範囲が水色とピンクを含めた全域の部分で、あと主に農業的な効果を見込んでいく部分がピンクの色塗り。宅地があって、ピンクになっている部分は、うちの回りにも先ほど言った農振農用地でない部分の田んぼなんかがありますというような表現の説明になっています。

徳永委員 そうすると、この都市側というか、河川側というか、そちら側の内水排除はどういうふうになっているんですか。下水とかの整備は別途行われているのか、こちらで全部、雨水排水は見ますよということなのか。

農村整備課 涌谷町といたしまして、雨水排水事業を実施しているか、ちょっと認識しておりませんでしたけれども、今回の流域にございます部分の排水は、本事業で取り込んだ、整備した水路に流入して来るようになっております。

徳永委員 そうすると、B/Cがちょっと低いものですから、数字として計上するのは難しいにしても、そういう都市側の方の排水に対する貢献もあるよというようなこともプラスできるのかなというようなことをちょっと思ったんですけども。

長田委員 6ページの環境への影響と対策のところなんですけど、生息環境が変化していると考えられるという表現がありますが、実際に、調査を行ったのかどうかというのが、一つ。それから、これからお助け溝とか、底版穴あきフリュームとかを検討しているとありますが、既に行った工事の部分は、こういうことは全く配慮していなかったのかどうか。これからするということなのかどうか教えてください。

農村整備課 調査を実施したか否かという件でございますけれども、その前に、農業農村整備事業で、環境増えの配慮ということが明確にうたわれたのが、平成13年に土地改良法の改正がございまして、その法の中でも環境に配慮して進めるとしております。本事業は、ちょっと残念なことに平成10年度に開始した事業でございまして、当初は、その辺の配慮をしておりました。けれども、我が県としては、継続地区につきましても、見直し配慮等をかけられる部分につきましては、かけていくという方針で進めておりますので、その土地改良法の改正を受けて、事務所の職員でございますけれども、環境の生態等の調査を実施しております。

それと、既に実施したかについては、穴あきのフリームとかお助け工につきましては、今言った13年以降、実質上、14年度以降の対応になりましたので、最初の方に施工した下流側の水路につきましては、残念ながら配慮できませんでした。けれども、今年度以降実施する部分につきまして、こういった穴あきのフリーム、もしくはお助け工というものを設置していく予定でございます。

長田委員　そうすると、全体の工事の中で何%ぐらいがそういうのが全くなくて、何%があるという結果になりますか。

農村整備課　割合にいたしますと、残っておる延長が4割弱でございますので、3割程度はそういった配慮した施設、工事ができるのではないかとと思われます。延長にして1キロか、そのぐらいかと思われます。

森杉部会長　私の方から一つ質問ですが、B/Cは非常に低いですよ。どういう理由でこんなに低いんですかね。あるいは計算の仕方がおかしいのか、ご感想をお聞きしたいんですけども。非常にこの厳しい値ですよ、この数字はとっているんですが。効果としては、それができたことによって、排水するための作業等がいろいろと楽になるということが、この前も現地を見させていただきまして、よくわかったつもりでおりますが、その計算の仕方にひとつ過少評価をしている可能性もあるのではないかと思ったりしたんですけども。

加藤委員　多分、これは今の農水省の効果算定のルールでこうやっていると思うんですが、先ほど、徳永先生ご指摘のような宅地排水とか、当然これカバーしているんですよ。そういう多面的機能の効果みたいのが一切これに入ってこないものですから、どうしても低くなってしまいう傾向にあるんじゃないかなと思うんですが。

森杉部会長　それにしても、もうちょっと高くあってほしいですね、正直なところ。どうせ要るんだから、必ず要るんだから。

徳永委員　10分の1の被害というのは入っているんですか。

森杉部会長　安全性のところに入れていらっしゃるでしょう。10分の1の被害を入れているというのは。

農村整備課　湛水被害につきましては直接本事業には入っておりません。全体では国営事業の排水区域の中で、湛水被害が発生しましたので入っております。

森杉部会長　そういうこと、湛水区域はないということ。ここはないということですね。

沼倉委員　B/Cが事業着手で下がっている理由は、作物生産効果ですか。この値がやっぱり急に下がっている影響なんだと思うんですが、先ほどのご説明聞くと、転作率が影響してこうなったという理解でしょうか。これはそうすると、政策的なものというのか、それともやっぱり農業上はこういうものなのか、ちょっとわから

ないんですけれども、その辺もうちよっと何か説明をお願いします。

農村整備課　一つは、転作率が上がったことによって、畑作計画をしなくてはいけない区域が増えたことがございます。それと、もう一つ、当初計画におきましては、施設園芸作物を多く取り入れて、一大野菜団地を形成するように考えておりました。けれども、その後、先ほども申し上げましたが、平成14年の米政策改革大綱の考えにより、野菜の生産団地等々つくるにも、地域の高齢化等が進みまして、なかなかそういう労力もなく、それで、米大綱を受けた水田地帯の農業のあり方を町としてどのように進めていくか、もう一度見直しました。そこで、土地利用型作物と言っておりますけれども、大型の機械で植え付けから刈り取りまでできるものを主に導入していきましようということで、麦と大豆の割合が増え、野菜の割合が減りました。そこが一番大きく作物生産効果を減少させた原因でございます。

森杉部会長　私もわかりました。

いかがですか、これはほとんど終わっていますし、効果が小さいというのは非常に気になりますけれども、それでもとにかくこれは何が何でも完成していただく以外にないというわけで、継続ということで、ここに本日決着をつけたいんですがよろしゅうございますか。（「はい」の声あり）

ただし、条件、先ほどからかなり意見が出ているんですが、議事録にとりあげるところで終わっておいてよろしいですかね。あるいは、後から事務局で考えてもらいましょうか。この条件をつけるかどうかは、当面ないままで。何かありますか。

徳永委員　条件というか補足資料で。多分先ほどの作物生産効果の低減が大体4分の1からぐくらいになっているというのが、ほかの事業も全部そんな感じなんですけれども、そこが何かまいち、今のご説明だけですと、そうなんですかねというぐくらいのイメージなものですから、そこを少し補足で説明していただきたいというのと、それから、先ほどのここに計測されていないけれども、ほかにこういう意義あるんだというあたりも補足していただいた方がいいのかなと。資料のつくり方ですけれども。

森杉部会長　資料のつくり方という点についてのご意見ですね。この点はよろしく申し上げます。

徳永委員　あともう一つ、計画変更実施年度なんです、これが平成20年度となっているんですけれども、来年変更しますよということなのか。あと、次の事業からはこの計画年度が書いていないんですけれども。この変更をいつどういうことで行ったのかということの説明が先ほどの説明ではよくわからなかったんですけれども。

農村整備課　資料にありますように、法手続上の計画変更は、来年の平成20年度に予定し

ております。今回、それに先立って見直しをかけておりますので、基本的には、今回の考え方を持ちまして計画変更の方を進めていく、そのように考えております。

森杉部会長 正式に承認されるのは、来年度の予算で承認されると、こういうことですか。だから、平成20年度と言っていると、こういうことですね。

徳永委員 それは予算として認められるということですか、それとも補助関係で国との関係でということなのか、どういうことですか。

農村整備課 国との事業承認もごさいますし、土地改良法の承認、両方ごさいます。

森杉部会長 今のはいいですね、議事録で。

それでは、これは当面、附帯意見なしの基本的に継続での承認をいたします。こういうことでよろしゅうございませぬ。この調書の表現につきましては、適宜先ほど申し上げたようなことの修正をつけてお願いいたします。改めてご報告いただく必要ないということにいたします。ありがとうございました。

それでは、次の案件6にまいります。

農村整備課 ここからは農村整備課の伊藤が説明を申し上げます。

まず、調書 6 経営体育成基盤整備事業 江合左岸地区について説明をいたします。

まず、位置についてですけれども、調書の11ページをお開き願います。

江合左岸地区は大崎の中央部ということで、現地調査の際にもごらんいただいた地区となっております。旧古川市の市街地の北側に広がっておりまして、化女沼と江合川の間に挟まれた水田地帯となっております。

図面の方では赤い線で囲んで着色してある範囲が事業地区となっております。ここにあります639.3ヘクタールというのは、現在の整備見込みの面積となっております。現地調査の際に、バスをとめた地点は、地区の真ん中あたりに川熊前という地名がありますけれども、この付近でバスをとめてご説明をいたしました。

1ページにお戻り願います。

事業の目的でございますけれども、整備前の水田の広さは、10アール区画ということで、水路はほとんど導水路の状況でございました。農道につきましても2.5メートルという狭い農道の状況でした。このため、水管理等水路の維持管理等に労力がかかりました。湿田が多いために大型機械の導入が困難な状況でした。また、耕地が分散していることで作業効率が上がらずに規模の拡大も困難であったという状況でした。この解消のために事業に取り組んでおります。

湿田の解消についてですが、水田面積の3分の1に及ぶ生産調整の面で、また、麦、豆の食糧自給率向上の点から水田への米以外の作物の導入というのが重要な課題となっております。このことにつきましては、食糧の安定供給という点でも、農業の持続性を確保するという点でも、また農業後継者の不足などがありま

して、農家の高齢化対策というのも重要な課題になっております。これらを農地を整備すると同時に、地域の農家、それから行政機関、農協、土地改良区等が一体となりまして、担い手を中心とした効率的な農業への転換を図っていくというのが事業の目的となっております。

次に、事業の内容ですが、着手時、平成10年になりますけれども、区画整理工が651.9ヘクタール、暗渠排水工が293ヘクタールとなっております。客土工は148.6ヘクタールでした。本年度、再評価時点ですが、区画整理が639.3ヘクタール、12.6ヘクタールの減となっております。暗渠排水工は293ヘクタールで変更はありません。客土も148.6ヘクタールで現在変更はありません。

区画整理面積の増減についてですが、宅地、道路、河川と農道が混在しているために、効率的な整備が困難と判断された区域20.8ヘクタールを除外しております。また、事業に参加している農家の方が持っている農地が8.2ヘクタールほど地区外となっておりますけれども、これについては、協議の結果編入をするということで進めております。これの差し引きとして12.6ヘクタールの減少となっております。このことに関しまして、12ページに事業計画平面図、それから13ページに各工事の標準断面を添付しておりますので、こちらも参考にござんていただきたいと思っております。

1ページの方に戻っていただきまして、次に、事業費ですが、着手時点の事業は99億4,000万円となっておりますが、現在は75億7,000万円となっております。差し引き23億7,000万円の減額となります。

この内訳についてですが、2ページとなります。

増減対比をござんていただきたいんですが、各工事とも減額となっております。減額の内訳についてですが、工法変更、それから事業量変更によるものが4億4,700万円の減額となっております。物価変動等による減額が19億2,000万円ありまして、合わせて23億6,700万円の減額となっております。入札金額が低下していることも要因となっておりますが、これについては、物価変動等の項目に含まれております。

次に、事業の進捗ですが、事業期間ですが、事業着手時の計画では、平成10年から平成14年となっておりますけれども、現在の完了見込みは平成25年の予定となっております。

次に、事業費の進捗ですけれども、本年度、平成19年度の当初予算まで含めたトータルの金額で39億9,000万円となっております。これは総事業費に対する比率で52.7%となっております。工事面積の進捗につきましては、区画整理工が456ヘクタール施工済みとなっております、総面積に対する比率で71.3%となっております。事業費の進捗を工事の方の面工事の分ですけれども上回っております。これについては事業効果の発現ができるだけ早くということで面工事の方を、暗渠排水、それから客土工よりも先に進めるといような方法でやっております。これによって、大豆、小麦の作付等も現地では行われるようになっております。

次に、3ページの方に、工期の長期化の要因ということで記載しておりますけれども、一つ目の理由といたしまして、旧古川市は、非常に水田が多いところなんです、未整備の水田も多く、大豆や麦などの大規模な転作に向けた作物をつ

くれないところが多かったんですけれども、そのために整備要望が非常に多く、18区で事業を行うという状況になっておりました。このために、事業費の重点配分ということが難しい状況になりました。18地区の中で欄外に黒丸がついたところが江合川左岸地区になります。

次に、江合川左岸地区ですが、現地でも見ていただいたとおり、国指定の遺跡が点在しておりまして、宮沢遺跡はとて有名な遺跡となっておりますけれども、縄文、弥生、それから古代、近代までの埋蔵文化財が多く点在しており、専門機関による発掘調査を進めながら工事を行ってきております。これが遅れた原因となっております。

今後の見込みですが、10ページに事業スケジュールを載せておりまして、今後も発掘調査は、毎年一定量しか行えないという状況になっております。これは、調査をしていただく専門家の人数等の状況もありまして一定量となっており、残りの区画整理工事183.3ヘクタールについては、平成23年度までかかる予定となっております。

14ページに年度別の施工図を入れておりますけれども、この施工予定図ですが、赤色、オレンジ、青、茶色、緑が今後の施工予定箇所となっております。

10ページの方のスケジュールの中で、暗渠排水については232.8ヘクタール残っております。これを客土とあわせて平成24年度まで実施する予定となっております。平成25年度には換地を終えて、全工事を完成する予定となっております。

調書の方、3ページに戻っていただきたいと思います。

施設の管理予定の状況について、ご説明いたします。

ほ場整備で整備した施設については、整備後、農道の管理ということで敷き砂利等については大崎市が管理をいたしますけれども、路肩の草刈り等は農家が直接行うこととなります。また、幹線の用水路、それから揚水機場、ポンプ場なんですけれども、これについては江合川沿岸土地改良区が管理を行います。次に、草刈り等、幹線用水路の草刈り等は農家の賦役で行うこととなります。水田に隣接しております小用水路の草刈り、これら新設も含めてですけれども、管理については、農家が行うということになります。

次に、4ページをお開き願います。

事業の上位計画ということで載せておりますけれども、県においては、平成18年度に宮城農業農村整備計画を立てております。それから、大崎市においては、農業施策の指針として合併に伴いまして、平成18年度に大崎市地域農業水田ビジョンを策定しております。これらに位置づけられた整備計画として本地区を含め、ほ場整備を進めております。

また、幹線用水路の整備といたしまして、国営かんがい排水事業の江合川地区、それから大崎地区により、ダム、頭首工、堰、それから、幹線用水路の整備が行われております。これら国営事業に関する資料が一番後ろになりますが、44ページに図面がついております。小さくて申しわけないんですが、国営関係の資料がついております。

4ページの方の説明に戻りますけれども、次に、社会情勢の状況ですけれども、ご承知のとおり米価が下がっております。さらに下がるという懸念もございますけれども、農家にとっては生産コストの削減などによる経営改善が農業を継続す

るための重要な課題となっております。また、米以外の作物の自給率の低下に対応するために、食糧自給全体の底上げをしていくということで、水田での畑作物の導入が求められる情勢となっております。本事業地区の18年度の作付状況と計画ですけれども、ここにあります表のように、水田においては、水稲、大豆、麦といった機械化作業の可能な土地利用型作物の作付が行われておりまして、作付面積もほぼ計画どおりの面積となっております。計画というのは、ここにある平成30年となっております。

地元の情勢意見としてですけれども、大崎市は農業が基幹産業の一つであるということで、面積的にも農地、とりわけ水田の割合が高いということで、農地の維持管理が重要ということで認識されております。

また、農家にとっても古川市でいえば、旧古川市でいうとなんですが、6,450ヘクタールの水田がありまして、これらの水路の管理を農家みずからが行っているという状況がありまして、維持管理の効率改善というのは、農業を効率化するためにも非常に重要となっております。それから区画形状、農道、水路を一体的に整備し、換地を行うことができるというほ場整備に対する要望は非常に強く、早期完成が望まれる状況となっております。

また、担い手の確保、それから生産組織の育成についても基盤整備の要望が同じく強い状況となっております。これには換地による団地化、それから担い手を中心とした農地の利用権設定、作業受委託が重要視されている状況となっております。

次に、事業の有効性についてですが、ページは5ページとなります。まず、表1の農地集積状況ですが、事業前の担い手への集積率ですが、16.4%でしたけれども、20%ほど上昇しまして、18年度では36%となっております。計画に対する達成率としては50%弱ということになります。また、表2の担い手の育成状況ですが、目標とした個別担い手25人と組織7組織ですけれども、これは設立されております。それから、32名の担い手の確保ということもありましたけれども、これも確保されております。それから、生産組織のオペレータとして28名の予定がありましたけれども、これについても確保されております。

認定農業者の37名の確保がされたということで、生産組織においては、経営規模が確保されたことに結びついておりまして、今後は品目横断的経営安定対策への加入ができるような経営面の確立が課題となっております。

次に、表の3でございますけれども、農家戸数となっております。離農が20戸、それから土地持ち非農家54戸となっております。作業受委託も161戸にふえ、規模の縮小、それから自家消費となった農家が188戸あるということで、担い手の方に順調に集積が図られている状況でございます。

次に、国営の関連ですけれども、江合川地区89%、大崎が70%となっております。代替案につきましては、ほ場整備事業、今までお話ししたとおり、ハードの整備と同時に担い手の確保ができるということで有効な事業と考えております。

次に、コスト縮減計画について、7ページの表をごらんいただきたいんですけども、工事においては、各工種、各段階において、節減に努めておりまして、この表のとおり節減が行われております。

次に、8ページの方をごらんください。費用対効果を載せております。



事業着手時の便益比B / Cですけれども、1 . 1 1 でしたけれども、再評価時、現時点で1 . 1 8 とわずかに高くなっております。事業費では2 3 億7 , 0 0 0 万円ほど減額しておりますが、関連事業の国営事業の方で1 2 億5 , 0 0 0 万円ほど高くなっているということで、効果対象事業費としては、トータルで1 1 億2 , 0 0 0 万円の減額となっております。

一方、便益比の方ですが、さきに説明したかん排事業と同じように増収率、それから所得率、純益率等の見直し等がありまして、これらにつきましては下がっております。ただし、国営事業の方の効果の見直しもありまして、この関係で更新効果、それから安全性向上効果、公共施設保全効果が増加されたことによりまして、わずかな減少となっております。その結果、1 . 1 8 という費用対効果になっております。

これらにつきましては、2 5 ページ以降、それから2 7 ページ以降に補足資料を添付しております。

次に、9 ページの方になりますけれども、環境対策ということで環境への影響対策を整備しております。まず、途中でも触れましたけれども、埋蔵文化財の遺跡があるということで、これらにつきましては、保全が図られるような状況で十分な調査を行いながら工事を進めております。それから大崎市の田園環境マスタープランに基づきまして、同じように環境配慮ということで検討しておりますけれども、これは現地の説明でも申し上げたとおり、この事業地区においては、これから環境配慮の施設を導入した整備を行うということになっております。

1 6 ページ以降につきましては、整備状況、それから営農状況の写真を添付しておりますので、ご参考をお願いしたいと思います。

以上のことから県といたしましては、事業継続ということで考えておりますので、よろしくご審議の方をお願いしたいと思います。

森杉部会長      ご審議のほどお願いします。どうぞ。

田中副部会長    調書の2 ページのところですが、物価変動によるものということでお話があって、それで、落札の値段が下がっていることもここに含まれるんだというご説明があったと思うんですけれども、物価は基本的に上がっているのかなと思っております。昨今の土木事業の関係で落札率が下がっているというような話もあって、そうすると非常に低落の場合には、きちんと品質が確保されているのかというようなお話もあって、その施工後に、結局また金をかけてきちんとやられているのかというような、そういうものをチェックするというのもお話伺っていて、そうすると、なんかどうも入札が下がって、落札率が下がっていて、コストが下がっていて、実際にB を見るとむしろ下がっていて、そのコストが下がった分でB / C が上がっているのかなというふうにも見えます。そうすると、物価変動というふうに書かれてしまうと、なんかちょっとしっくりこない部分があって、落札率が下がった部分で余分にかかる分もあり得るんでしょうし、なんかこういうものというのは、分けて書くことはできないんでしょうか。少なくとも物価変動によるものと書かれてしまうと、中身がよく見えないなと思うんですけれども、どうでしょうか。

森杉部会長 この問題は、今回審議の対象になっております全ての事業に対して同じことですね。ですから、まとめてお答えいただけますか。この案件だけじゃなくて、ほかのことについても。そうすると、次の審議のときにこの問題解決していますので、スピードアップしますので、お願いします。

農村整備課 ここのお話のありました点ですけれども、工法変更、それから事業量の変更によるものにつきましては、各々のコスト縮減のところにあげたものによって、縮減されているということに関連づいております。次に、物価変動等によるという部分ですけれども、事業費につきましては、毎年、全体の事業費を物価変動によりまして、人件費等が何%かずつ変動することによりまして影響を受けますので、見直しの作業を行っております。そこに、同じようにコスト縮減もありますけれども、入札の差額につきましてもここで整理するような形で今行っておりますが、この表の書き方については、今後ちょっと相談させていただくような形がいいのかと思うんですけれども。

田中副部会長 ちなみに今、何%ぐらいあるんですか、ここに書いてある案件について。

農村整備課 今お話のありました点ですけれども、工法変更、それから事業量の変更によるものにつきましては、各々のコスト縮減のところにあげたものが、縮減されているということです。次に、物価変動等によるという部分ですけれども、事業費につきましては、毎年、全体の事業費が物価変動により、人件費等が何%かずつ変動することにより影響を受けますので、見直しの作業を行っております。同じようにコスト縮減や入札の差額をここで整理するような形で今行っておりますが、この表の書き方については、今後相談させていただくような形がいいのかと思います。

田中副部会長 それを物価変動と書くのはちょっと抵抗あるんですけれども。

森杉部会長 物価変動その他。どの程度明示的に書くかというのは、ちょっとかなり慎重であった方がいいですね。この問題はね。

農村整備課長 こういった物価変動というか、低入札率化というのは、長野県とかが最初に始まって、二番目に宮城県が来て、最近あちこち、いろいろ問題起きてきて、入札制度が変わって、下がっていくような傾向にあるんだと思います。

そういった傾向が続きますと、国の積算のやり方とか、いろいろ変わってきて、将来、こういった言葉が今度使えなくなるような場面もあって、国も入札結果とかなんか、そういった言葉をまだ使う時期に来ているのかどうかということがまだ少し逡巡をしているという状況です。ただ、今までは物価変動部分、いわゆる物価値上げ、あるいは物価下落、そういった部分は、お金が動いても変更の対象にはならないということにはなっていたんですけれども、最近、こういった入札価格の部分も、これは他動的要因で落ちてくるわけですから、それもあえて手続上、厳しい変更の手続は踏むことがないと、そんな方向になってきています。

ですから、物価変動その他という言葉で何か別なところに補足的なものを入れ

るような形でわかるようにすればいいのか。ここに新たな項目つくっても将来ともずっと続くのかどうかもちょっとわからない部分あります。

また、いろいろ低価格の入札と品質の問題も若干問題になってきていまして、やはりいいものを適切な価格でということで、いろいろ試行錯誤をして若干今、入札の率が少しずつ上がってきているような状況にもあります。

それから、仕事の多いところ、少ないところ、いろいろそういった場面で取り合いというようなことで、そういった要素と、また別な要素で動くこともあって、なかなかきちっとわかりやすく説明しようとしてもしづらい。そういったことで物価変動という言葉で一緒くたにくっつけていますけれども。

森杉部会長　　これね。ちょっとその現場ごとに、入札率というのを載つけるというのは、ちょっとどうも生々し過ぎるような気がするんですよ。だから、載せる必要はないと思うんですけども、物価変動という言葉を変えて、物価変動その他ぐらいにしておいて、そのぐらいのことを事務局の行政評価室の方で、すべての部門について、どのように表現するかという問題ですので、別途考えることにしまして、ここでは、そういうことがあるので、その表現の仕方は、後ほどまた考えましょう、こういうことでいいんじゃないですかね。これを表すわけにいかないでしょう、個別に。落札率いくらですなんて、これはちょっと、余りにも非常に気になる。

徳永委員　　あくまでもこれは計画ですよ。終わったところは実績値があるわけですけども、計画の金額だから、そこにいきなり入札率という概念はなじまないと思うんですよ。ですから、その表現の仕方ですよ。そもそもその入札率が低下しているということを見込んで予定価格をつくるのかという話になってきますから。

森杉部会長　　それを見込んでつくっているわけですか、これは恐らく。過去のものと同じものだろうというのは、今後も。

農村整備課　　ここに載せました数字は、これまでの実績値、いわゆるそれを積み上げたものです。ですから、計画は、その分は反映されていません。平成10年から平成18年度までの物価変動分と、それから入札差金をこの物価変動によるものの欄に載せたということです。

徳永委員　　そうすると、ここで減額になっているのは、すべて工事が終わった部分についてだけということで、今後の入札率が低ければ、これよりもまた下がる可能性があるよということですね。ということによろしいんですね。

森杉部会長　　ちょっと待ってください。例えば2ページで、合計という欄は、これは要するに全体の事業費でしょう。ですから、今から、まだ再評価でも全体の事業費ありますから、このうち半分ぐらいは実行しているけれども、あと半分は、今からせねばならないということでしょう。その物価とか、落札率が今までと同じような値であろうと、こういう想定をしているということでしょう。

農村整備課 それはしていません。

森杉部会長 していないというのはどういうことですか。この事業費が、全体の事業費でなっているんだから、まだ使っていない事業費がここにあるでしょう。

山本委員 これからの分は、当初計画のものを積み上げてあって、足してあるのですね。

農村整備課 当初計画といたしますか・・・。

山本委員 これからのものを今までの分に足して、全体の事業費にしているんですね。

農村整備課 そうですね。これまでの実績と、これ以降の計画の事業費を合わせて再評価時の合計額にしています。

森杉部会長 そうでしょう。

山本委員 今後の計画について、今の実績で、例えば当初見通しのマイナス5%とかなっている数字を足しているんじゃないくて、そのまま。

森杉部会長 ああ、そういうことですか。じゃあもっと減る可能性があるということ。やっとわかりました。全部そうですね、ほかの事業も、今回の場合は。わかりました。それはそれで一つの考え方ではあるね。

沼倉委員 この事業費とB/Cの時の費用項目とのつながりというのはどういう形でしょうか。例えば、今の2ページと8ページのつながりなんですが。

田中副部会長 1ページの本事業分が20億円ぐらい減っているということですね。99億円が75億円、これだけ減ってこの分がB/Cを上げている原因のひとつになっている。

徳永委員 微妙に数字が違ってきますね。

沼倉委員 微妙に違うのは誤差の範囲でしょうか。

農村整備課 本事業のところの金額が微妙に違うという部分は、事業の中で生活環境整備分については、B/Cを算定する際には含めないということになっておりますので、この地区の場合、1,000万円ほど生活環境分がありますので、その分を除いて効果のところには出てきております。

森杉部会長 そういうのは書いておいてください、注書きで。そういうのを書いてもらわないと非常に不信感を持たれますよ、損しますよ。

徳永委員 それと同じようなことかもしれないんですが、7ページの金額とそれから2ページの金額がちょっと一致しないように思うんですけども。7ページのコスト縮減計画という金額のうち、暗渠排水とか、客土工は一致しているのですが、区画整理工、これを全部足すと、多分、金額合わないと思うんですよ。その合わないということと、それからここで言っている縮減計画というのは、こういうのを書くのかどうかということ。要するに計画見直しの中でこれを組み込んで、事業費はこういうことで認めましたよと前に出ていますよね。それは、改めて計上する場所なのか、計画と書いてあるから、これからさらにまたやることなのか。どちらを書くべきなのかということですよ。

農村整備課 ただいまのご質問についてなんですけれども、まず、一つは、暗渠排水と客土のお金は合っているということだったんですけども、これは項目が1項目になっていたの合っております。区画整理工の場合は、7ページのところにはコスト縮減計画ということでしたので、金額が下がった、縮減ができた項目を載せておまして、2ページの方の工法、事業量変更によるものというところには、工事の中で増額になっている部分もありますので、その増額の工種の部分が入ってきております。そのために、コスト縮減のところはマイナスだけしか載せていなかったために、金額が多少ずれております。

森杉部会長 そうですね。それストレートに書いておいた方がいいですね。その辺も注でもいいと思いますけれども。違うのはこういうことだというのを。

農村整備課 それで、プラスを書くのがいいか悪いかということもありまして、こちらの判断で全く同じ表にすると増減表とイコールになってしまうので、コスト縮減ということでマイナス部分だけを抽出した書き方にしておりました。

森杉部会長 そうやって一言書いてくれたら、やっぱりいいと思います。

沼倉委員 便益計算のときの総合耐用年数の算定、ここの事業だと35年から38年に変化していますのと、あと、還元率の意味とその変化についてご説明いただければと思います。建設利息というのは、基本的には稼働するまでの部分と考えていいのか、全体にかかっているのかということも含めて。

農村整備課 まず、総合対応年数についてですけども、内容的には、少し細かいところになってきてしまうんですが、ちょっとお待ちください。

沼倉委員 35年から38年に伸びた要因だけで結構です。

農村整備課 この伸びた要因については、基本的には事業の中で建設される、建設する施設の耐用年数と建設費から求めているんですけども、その内容が当初と今時点で変更があるということで変わっております。

沼倉委員 それは施設の中身が変わったということですか。

農村整備課 施設の中身も変わっているものもあります。

森杉部会長 多分そうでしょうね。これ総合的に重み付けするから、施設の中身変わっていると思うんですね。施設の重みが、要するに全体の中の、多分。

沼倉委員 それとも耐用年数の年数表が変更があったとかという理由はございますか。

森杉部会長 それはどうなんですか。それはないですか。ないですね。

沼倉委員 あと、還元率のところお願いします。次回で結構です。

農村整備課 ちょっとすみません。お時間いただいて、今のところ、数字を確認いたします。

沼倉委員 ちょっと確認したかったのは、よく建設利息というのは建設してからその物件が稼働するまでの利息相当分を見るというものなので、全体のところにかかる効果が発現してからかかるものではないふうな理解をしているんですが、一般的な経済のものの中ではですね。ここだと全体にかかってくるのかどうかというのが、ちょっと確認したくて質問しています。

森杉部会長 これは、別にやりませんか。どうせこれは前からやっている問題ですね、何回も。どうしても農水省の人は、僕の考え方や沼倉先生の考え方と違うのよ、この辺は。古い昔の公式を僕は使っていると思っているんですけども、それでB/Cも落ちているんじゃないかと思っているんですけども、実は。

山本委員 先ほど事務局の方からもお話があって、前回は議論があったようなので確認なんですけど、今の進捗状況の関係、この後の基盤整備のもの全部読んでみているんですけども、どれも無理もない理由というか、国の方針で大事業を重ねることになっていて、幾つもの事業が並行しているから、しかも予算が減って分散しなければいけないというのと、あと、特殊事情で遺跡の発掘とかいろいろ出ています。僕は中身としては全然無理もないことだと思うんですけど、それが、こっちの重点評価実施基準結果表の方だと、全部停滞なしになっていて、それも今回、この再評価のために計画変更して遅延なしというふうになっているのは、やっぱり変だよなという気がするんですね。今回はあくまで遅延があったということにして、ただ、それはこういう理由だからということがこの部会で話がされて、それはしょうがないですよということになるのが筋ではないかと思うんですけど、それは、部会としてはどういうことになっているんですか。

森杉部会長 そういうご意見はいただいたんですが、修正は今後の課題としましょうという程度で今のところ終わっているわけですね。おっしゃることはよくわかりまして、理由もここに書いてあるわけですね。一定程度、はっきりと書いてあるんですが。

山本委員 何かまた別に、今回は僕はどれを読んでも全部それはしょうがないなという感

じだったので、結構だと思うんですけども、やっぱりトータルの運営の仕方としては、やっぱり審査の前に計画が変更になるというのはおかしいかなという気はどうしても残るので、今後の相談をまたちゃんとした方がいいのかなと思います。

徳永委員 関連して、先ほどの繰り返しになるんですが、先ほどのものは正式には、来年度見直すということで、来年度の年度が書いてあるんですけども、この案件以降のものは入っていないんですよ。計画変更が入ってなくて、変更しましたという書類になっているので、じゃ、いつその意思決定したのというのが全くわからない書類になっているんですよ。だから、先ほど言ったような集中投資をするから手をつけられなくなったということであれば、その時点で見直しをしているはずですよ。だとすれば、その時点でどういう見直しがされて、それに対して今どうなっているのか。最低限、そこまてかなという感じがするんですよ、やっぱり私も。

森杉部会長 ちょっとわからないな。例えば2ページに、事業期間というのが、事業着手時と再評価時で何年と書いてあるじゃないですか。

徳永委員 その完成予定年度の再評価時の上に計画変更実施年度というところが空欄になっているんですよ。

森杉部会長 これはどうなんですか。書けないから書いていないんですか。

農村整備課長 ここに書いてある計画変更実施年度というのは、私たちの理解としては、再評価のための計画変更とか、そういった位置づけではなくて、土地改良事業を進めていくときに、どうしても手続的に計画変更しなければならない要件等が発生する場合があります。ということは、この場合は、全部、予算が減っていますから、新たにその予算を国から、枠としてとる必要がない場合は、特に予算面での計画変更というのは要しないんですけども、場合によっては、ものすごくお金かかるような現象が起きてきて、手続的に総事業費の枠をとらなければ、仮にならなくなった、そんな場面があると、土地改良法上の計画変更をしていきます。

あと、同じように、事業量の部分でも、新たに路線をふやさなければならないとか、あと、施設を新たに大きい基幹的な施設をふやさなければならないとか、そういった根本的な計画が変わるようなときに、ここに上げているような計画変更というような作業をしていきます。

再評価の段階でいろいろお金をかえて、今後の見通しを立てるわけですけども、位置づけとしては、我々としては、計画変更という考え方を持たないで、作業としては、今の同じようなことをしているので、これをもって、例えば先ほどの地区であれば、計画変更しに臨めると。ここで、ここまていかないような話で終われば、我々が必要なタイミングのときに計画変更していくというような位置づけで考えているものですから、残りの方の9事業については具体的な時期はまだ書かれていなかったという。

徳永委員 ということは、計画変更していないわけですから、14年度のままなんじゃな

いですが、ここは。法手続上。

森杉部会長 それは、ここでは予定を書いてもらわないとさっぱりわかりませんから、そういう書くことが要るんです、情報としては。

徳永委員 だから、そういう立場の違う数字が二つ並んでいるということですね、そうすると。

森杉部会長 そういうことですね。

加藤委員 計画変更については、今課長言われたとおりなんだろうと思います。それで、今この先生方がなかなか理解できないのは、その法手続の中で、計画変更する場合の要件というのがあると思うんですね。面積要件とか、事業費とか、事業量とか。こういう基準になっているんだというあれを何か出してもらえばわかりやすいんだろうと思うんですね。

徳永委員 今現在も土地改良、あちらの方の完成年度は14年になったままということですか。

森杉部会長 それは、ないだろう。多分なんかなっているだろうと、法的にはね。なるほどね、そういうことですか、徳永先生言うのは。

農村整備課長 土地改良法上は、そういった状態で置かれているものだと、これはあります。ただ、予算とか何かの関係もあって、また別なもの、予算的な手続あって、そちらでは、完了見込み年度というのをここで書いてあるような25年等にセットして国とのやりとりはやっています。

両角委員 計画変更というのは、完了年度でないんですね。完了年度と違うわけですね。ただ、法的な手続をしたというときが変更年度になるわけですね。

農村整備課長 確かに計画変更しないで完了予定年度が14年度のままで、今19年度になっていていいのかというものはあるんですけども・・・。

森杉部会長 これはどういうふうに処理しましょうか。ちょっとこれはひとつ事務局で考えてくれませんかね。なんか矛盾していますので、これは行政評価室の方でちょっと検討してくれませんかね。統一しなければなりません、これも。やっと問題がわかりました。

山本委員 事業によっては、何年までにやりますといっても完全に予算がつくタイプのものと、一応こまめにやるという目標にして、ついた予算分だけこなしていくタイプの事業というのがあって、恐らく土地改良というのは、そういうタイプの事業、後者の方なんだろうと思います。本来は14年までにやるつもりなんだけれども、ついた分だけ進捗させていくから、結局、つかなければ、完成年度がずんず



んずれ込んでいくというタイプなんだと思うんですよ。そういうタイプの事業のあり方がいいか悪いかは別にして、間違いなく、それは今現状としてあって、その事業の評価のときに、一律に完成年度に対して何年遅れたかというのを当てはめると、今みたいなおかしなことになってくるので、最初からそういうタイプの事業の可能性は、これに関しては、外すとか、そういう判断をしないと、見ている方としては、この表に従っていこうとするなら、やっぱりこういうのはおかしいよねということになってしまうので、事業のタイプ別で、ここについては、厳しく問わないものと問うものというふうに仕分けすべきなんじゃないかなと思います。

森杉部会長　　そういうこともご意見いただきますと、また事務局大変でしょうから、少しこれは宿題にしましょう。きょうはそういうお話は皆さんいろいろあるかもしれませんが。

山本委員　　今回出ている事業については、遅れた理由はみんなよくわかることなので、別に特に問題ないと思うんですが。

森杉部会長　　この書き方が問題なんですね。

行政評価室　　基本的に再評価を契機に事業期間を見直したり、事業費を見直したりするということは、見直した後の、現時点の計画で評価を受けるということで、その考え自体はいいと思うんです。それを先ほどの重点評価実施基準では、遅れがないとってしまっているところは、確かに検討の余地があるという気はします。ちょっと認識が違ったのは、平成14年度という完成予定年度をすでに超えてしまっているのに、事業計画の変更がないという現象があるということを想定していなかったもので、こういう様式にしていました。もう一度、様式を考えてみたいと思います。

沼倉委員　　少なくとも言葉は変えてほしいです。法的に決議をした14年度の完成予定年度というのと、あと、25年度というのは、何かの手续をしていれば、なんとかの完成予定年度とか、少なくともちょっと言葉は変えて混乱を招かないような形をお願いしたいと思います。

行政評価室　　そうですね。変更した完成予定年度を決定した年度が「計画変更実施年度」という意味で様式をつくったんですけども、これに当てはまらない事業があるということのようですので。

森杉部会長　　マニュアルにもフィードバックしてきますよね、これは。それではひとつ検討のほどよろしくをお願いします。

本題の方は、私は、これは継続でということでもいいんじゃないかなと思っているわけですが、よろしいですか。基本的にはよろしいですか。

(「はい」の声あり)

それでは、これも条件はなかったですね。いろいろな宿題は出ましたけれども、

関連した格好で宿題ありましたが、ありがとうございました。  
それでは、休憩します。

(休憩)

森杉部会長      それでは、再開いたします。

4番から9番まで一括審議に入りたいと思います。ご説明の方ですが、1件当たり5分以内でぜひともお願いいたします。効率よく審議を進めたいと思っておりますので、要点だけ要領よくお話しいただきまして、説明をお願いいたします。

農村整備課      それでは、調書 7以降の経営体育成基盤整備事業の説明をいたします。

調書 7 松島東部地区から始めさせていただきます。

まず、松島東部地区の位置でございますけれども、10ページの方に位置図がついております。松島町の北部になりまして、1級河川吉田川の右岸で丘陵地との間に散在する農地となっております。

ごらんいただいたとおり赤で囲んだ区域となっております、136.4ヘクタールとなっております。この事業内容ですけれども、区画整理が147.6、暗渠排水147.6、客土工が63.3ということに当初なっておりました。現在、再評価時点では、区画整理工が136.4で、11.2ヘクタール減っております。暗渠排水も同じく136.4となっております。客土は52.6ヘクタールで10.7ヘクタール減少しております。

次に、事業費ですけれども、事業費は、着手時32億8,000万円となっておりますが、現在23億2,000万円ということで、9億6,000万円の減額となっております。この内訳は、2ページになりますけれども、先ほどいろいろと表の書き方にはありましたが、きょうのところはこのままでご説明をさせていただきます。

ここにありますように、事業費については、まず、工法変更等によりまして3億2,400万円の減額、物価変動で6億3,000万円の減額となっております。合わせて9億6,000万円の減額です。

次に、進捗状況ですけれども、19年度の当初予算まで合わせまして20億8,000万円となっております、総事業費に対しまして89.7%の進捗となっております。工事面積の進捗としましては、136.4ヘクタールすべて完了しております。暗渠排水工事が60.5ヘクタール残っているという状況です。

この地区の長期化の要因ですけれども、松島町の方で5カ所の事業を実施したということで重点配分が難しく遅延の要因となっております。それに加えまして、平成15年に宮城県北部連続地震がありまして、このときの影響を松島町はかなり受けておりまして、この復旧工事、それから地震対策工事等が必要になったことから、農業農村整備事業だけに重点配分することができずに遅延しております。

次に、事業の有効性ということで集積率になりますが、4ページをお開き願いたいと思います。担い手についてですが、当初16.5%でしたけれども、41.8%上昇いたしまして、現在では58.3%となっております。計画に対する達成率としては96%、ほぼ計画に近い状態となっております。

5ページになりますけれども、担い手の育成状況といたしましては、生産組織、

それから担い手、認定農業者数とも計画どおりの数が確保されている状況になっております。表4になりますけれども、保有している機械についても田植え機、トラクター、コンバインともに減少しております、計画に近い状況となっております。

さらに、飛ばさせていただきまして7ページの費用対効果の説明をいたします。費用対効果については、当初1.01となっておりますけれども、現在、再評価時では、1.25という数字となっております。これについては、対象事業費におきまして、8億2,000万円ほど減額になっていることが主な要因となっております。一方、便益におきましては、先ほど説明したとおりと同じような理由で減少をしております。その結果、1.25の費用対効果となっております。

次に、環境対策としてですが、松島町の農業農村環境整備計画によって、農業区域については環境配慮区域と位置づけられております。動植物に配慮した整備を検討する区域となっております、ここについては、17ページにも写真がありますけれども、メダカ池を設置したり、水路にお助け溝などを設置して環境配慮の取り組みを実施しております。写真はメダカ池だけでお助け溝はついておりませんが、現場の方では実施されております。

14ページ以降からは営農状況の写真を添付しております。

このまま説明を続けさせていただきます。

次に、調書 8、経営体育成基盤整備事業 鹿島台東部地区を説明いたします。

位置については、10ページに位置図が添付してございますけれども、鹿島台地区は大崎市の旧鹿島台町の南部になります。地区の東部に1級河川鳴瀬川、西に鳴瀬川の二線堤がつくられておりまして、これに挟まれた区域となっております。現在の受益面積は386.1ヘクタールとなっております。

1ページの事業量の説明から始めさせていただきます。事業量につきましては、着手時、区画整理395.8ヘクタール、暗渠排水工300.6ヘクタール、客土工はございませんでした。現在の再評価時点では、区画整理工386.1ヘクタールで9.7ヘクタール減っております。暗渠排水工は383.5ヘクタールで、こちらの方は82.9ヘクタール増加しておりますが、これについては、暗渠排水の必要性を現地で地下水位等を確認した結果、暗渠排水が汎用化には必要だということを判断して追加しております。

次に、事業費ですけれども、計画当初60億円になっておりましたが、現在は34億5,000万円となっております。差し引き25億5,000万円の減額となっております。

同じく内訳は2ページになりますけれども、すべての工種においてほぼ減額となっております、工法変更、事業量変更によるものが10億7,900万円の減額です。物価変動等による減額が14億6,500万円となっております、あわせて25億4,300万円の減額となっております。

事業完了見込みについては、平成22年の予定となっております。進捗状況なんです、平成19年度の当初予算までのトータルで29億9,000万円、総事業費に対する比率で86.7%の進捗となっております。面工事の進捗については、376.3ヘクタールで97.5%の進捗となっております。暗渠排水が216.5ヘクタール残っているという状況です。長工期化の要因については、昭和61年の豪雨で吉田川の堤防が決壊した際の被害によりまして、国土交

通省の方が対策として二線堤等の鳴瀬川の治水工事を行うということで事業を行っておりまして、これらの洪水対策事業との協議調整に時間を要したことから、遅れを生じておりました。それから、旧鹿島台町においても4地区で事業を行っていることで、予算の重点配分がなかなかできなかったということが要因となっております。

次に、4ページをお開き願います。集積率の表がついております。農地集積率ですけれども、担い手の集積状況として、事業着手前が15.6%でしたが、13.6%上昇しまして、現在は29.2%となっております。計画に対しては、53%の達成状況です。

現在、鹿島台の方では、集落営農を進めるということで、各集落ごとに集落営農への取り組みを検討する組織をつくって検討を進めております。集落で検討をしておりまして、現在2集落で集落営農に取り組む具体的な組織が設立されております。

次に、7ページの費用対効果の説明をいたします。費用対効果については、当初1.09でしたが、再評価時は1.29と高くなっております。本事業費として25億5,000万円ほど減額となっていることが大きな要因となっておりますが、関連事業の方で19億4,000万円ほど高くなっているということで、トータルでは6億円の減額となっております。

便益につきましては、先ほどと同じような状況になっておりますが、国営事業の方で効果が上がっているということで、トータルでの便益としましては、若干増加している状況になっております。結果、1.29の費用対効果となっております。

環境配慮ですが、こちらについては、大崎市の田園環境マスタープランに基づきまして、環境配慮を行っております。こちらの方では、冬期間に白鳥、それからマガンの渡り鳥が田んぼの方にやってくるということが確認されておりまして、それらに対する対策についても専門家の助言を受けながらこれから取り組みを行うということになっております。排水路については、穴あきフリューム等を一部施工しております。

続きまして、調書9の川北地区の説明をいたします。

調書9川北地区ですけれども、こちらの位置は、栗原市、旧若柳町になっております。位置図は10ページについております。

1級河川夏川の左岸側に展開する農地となっております。受益面積は、現在時点の面積ですが311.6ヘクタールとなっております。事業着手時の区画整理の面積ですが311.2ヘクタール、それから暗渠排水が288.2ヘクタールとなっております。再評価時は311.6ヘクタールで0.4ヘクタール増えております。暗渠排水では305.5ヘクタールで17.3ヘクタール増えております。0.4ヘクタールですけれども、これについては、地区編入、除外等はありませんでしたけれども、面積を精査した結果で、微増しているという状況です。暗渠排水は現地を確認いたしまして、湿田状態が確認されたところを17.3ヘクタールを追加しております。

次に、事業費ですけれども、事業着手時69億9,000万円となっております。差し引きで26億8,000万円の減額となっております。内訳ですが、次の2ページとなっております。

て、工法変更によるものが13億4,700万円の減額、物価変動によるものが13億4,100万円となっております、あわせて26億8,800万円の減額となっております。

次に、事業の進捗ですけれども、これについては、23年度完成予定となっております、平成19年度までのトータルの予算といたしまして、24億5,000万円となっております。総事業費に対する比率として56.8%の進捗となっております。区画整理工の進捗ですがこちらの方は311.6ヘクタールで、全面積完了しております。これから残っている工事としては、暗渠排水が302ヘクタール残っている状況です。

この長工期化の要因ですが、旧若柳町による整備が8地区実施されていたということで、これらの地区で事業を実施していたことによって、重点配分ができないというのが要因となっております。

次に、4ページ、こちらの方で農地の集積状況になりますけれども、事業着手前の担い手の集積率が18.6%でしたけれども、35.9%ほど上昇しまして、現在54.5%となっております。達成率としては91%となっております。担い手、それから生産組織、認定農業者の育成の数字については、ほぼ計画どおりとなっております。

次に、7ページの方で費用対効果ですが、着手時1.09という費用対効果でしたけれども、現在1.58という費用対効果となっております。この効果の上昇の要因ですけれども、事業費が25億8,000万円ほど減額となっていることが主な要因となっております。

次に、環境対策ですが、栗原市の田園環境整備マスタープランに基づきまして、ここも同じく環境配慮区域という位置づけになっておりまして、動植物に配慮した整備を検討する区域となっております。ここについてもこれまでの地区と同じように取り組みを検討しております。この地区は、現在検討中ということで、これから対策を講じていく地区となっております。

続きまして、調書 10番、飯島地区の説明をいたします。

位置については、飯島地区は登米市、旧迫町西部になっております。伊豆沼の南側に展開する農地となっております、受益面積は204.6ヘクタールという現在の受益面積となっております。事業着手時は219.1ヘクタール、暗渠排水191.2ヘクタール、客土が25.2ヘクタールの事業計画となっております。現在再評価時点では204.6ヘクタールで14.5ヘクタール減少しております。暗渠排水工は204.6ヘクタールで13.4ヘクタール増えております。客土は25.2ヘクタールで当初と同じとなっております。

区画整理の増減については、地区除外が5ヘクタールあり、それから、導水路敷、道路水路敷きになったことによる減少が9.5ヘクタールありました。トータルで14.5という減少となっております。

次に、事業費ですけれども、着手時は47億8,000万円でしたけれども、現在、34億2,000万円となっております。差し引き13億6,000万円の減額となっております。この内訳ですけれども、工法変更によりまして3億8,400万円の減額、それから物価変動等によりまして9億7,100万円の減額となっております。合わせて13億5,500万円の減額となっております。

次に、事業の進捗ですけれども、現在の完了見込みは平成22年の予定となっ

ております。事業費の進捗といたしましては、19年度の当初予算までトータルで26億8,000万円となっております。総事業費に対する比率で78.4%となっております。面工事の進捗といたしましては、区画整理工が201.6%で98.5%が完了しております。暗渠排水工が199ヘクタール残っている状況となっております。

長工期化の要因ですが、この地区は、先ほどご紹介したとおり、伊豆沼に隣接しているということで、ラムサール条約にも湿地として登録してあることから、冬の渡り鳥の保護を配慮いたしまして、冬期間に面工事など大きな工事になりますけれども、野鳥を保護するために大きな工事を控えるということで、冬期間の工事がなかなかできなかったことから遅れの原因となっております。

次に、4ページをお開き願います。農地集積率を載せておりますけれども、担い手の集積率では、当初20%でしたけれども、現在、42.2%ほど上昇しまして、平成18年度では62.2%となっております。計画に対しましては100%の達成状況となっております。

担い手生産組織、それから認定農業者についてもほぼ予定の人数となっております。認定農業者が28の計画に対して、26名ということで若干少な目ですが、すぐにこれは達成可能かと思われまます。

次に、7ページの方に費用対効果がございます。当初1.05でしたけれども、現在再評価時で1.34という数字となっております。これについては、対象事業費が9億3,000万円ほど減額となったことが大きな要因となっております。便益については、これまでと同じ要因でとなっております。

環境配慮ですが、これも繰り返になりますが、伊豆沼に隣接しているということで、工事期間中、工事自体を控えるということ、それから、仮に小さな工事でも騒音等を控えるような工夫をしたりとか、作業終了時を4時として、野鳥が帰ってくる時間には工事をしないということで配慮をしながら工事を進めてきました。これについては、専門家の指導を受けながら実施したということです。そのほかにも、登米市の田園環境マスタープランに基づきまして、両生類や小魚類にも配慮した工法として緩傾斜工法とか、水路ののり面を緩くする緩傾斜工法、それから、お助け溝などを施工しております。営農面では、環境創造型農業ということで推進しております。冬湛水の無農薬、無化学肥料栽培による水稻栽培を試みられております。

続きまして、調書 11、米谷地区の説明をいたします。

米谷地区は登米市、旧東和町になります。1級河川北上川の左岸、米谷大橋の少し下流のところになります。丘陵地と川の間を展開する農地となっております。面積は、現在の完了見込みで68.9ヘクタールとなっております。着手時の区画整理工の面積ですが、90.3ヘクタール、暗渠排水が50.9ヘクタールとなっておりますが、現在区画整理68.9ヘクタールで21.4ヘクタール減となっております。暗渠排水工は38.3となっております。12.6ヘクタールの減となっております。これら面積の減少については、三陸縦貫自動車道の用地による地区除外ということで21.4ヘクタール、暗渠排水も同様に減少しております。

次に、事業費ですけれども、事業着手時は20億円でしたけれども、現在16億2,000万円となっております。差し引き3億8,000万円の減額とな

っております。この内訳は、次のページになりますけれども、工法変更によるものが3億3,600万円の減額、物価変動による減額が3億4,300万円となっていて、合わせて3億7,900万円の減額となっております。

事業の進捗ですけれども、こちらの地区についても平成22年の完成予定となっております。事業費の進捗については、平成19年度の当初予算まででトータル14億1,000万円となっております、87%の進捗となっております。面工事の進捗については、区画整理工が66.4ヘクタールで、96.4%の進捗となっております。暗渠排水が12.1%残っているという状況です。

長工期化の要因ですが、さきにも地区除外をしたというところでご説明しましたけれども、三陸縦貫自動車道の用地を確保するということがありまして、自動車道と隣接する部分の道路や水路、それから施設の構造等に関する協議に時間を要しまして、長期化しておりました。

次に、4ページをお開き願います。農地集積状況ですけれども、事業着手時の担い手への集積率は18.6%となっております。これが63%ほど上昇しまして、現在18年度では81.6%となっております。これは計画に対して135%ということで、計画を上回る達成となっております。

次に、7ページの費用対効果になりますけれども、費用対効果につきましては、当初1.03となっておりますけれども、現在、再評価時で若干上がりまして1.05となっております。これについては、効果対象事業費が2億円ほど減額になっていることが要因かと思われまます。

次に、環境対策ですが、同じく登米市の田園環境マスタープランに基づきまして、こちらにも環境配慮がなされております。施工におきましては、水路の自然な湾曲を利用したよどみ溝を設けたり、堰に魚道を設けたりしております。こちらについては、17ページに写真を添付してございますので、ごらんいただきたいと思ひます。

続きまして、調書12、経営体育成基盤整備事業（桜場地区）をご説明いたします。桜場地区は登米市、旧中田町になります。1級河川北上川の右岸に展開する低平な農地となっております。現在の整備見込みの面積としまして、336.2ヘクタールとなっております。事業着手時ですけれども、区画整理が341.5ヘクタール、暗渠排水244.3ヘクタール、客土工が114.1ヘクタールとなっておりますが、現在、区画整理336.2で5.3ヘクタール減少見込みです。暗渠排水工は244.3ヘクタールで変わりありません。客土工の114.1も変わりありません。面積の増減につきましては、地区除外1.7、非農用地設定0.2、それから導水路敷きによる増加、農地の減少が5.8となっております。

次に、事業費ですけれども、事業着手時47億円でしたけれども、現在34億6,000万円となっております、差し引き12億4,000万円の減額となります。内訳につきましては、工法変更、事業量変更によるものが3億3,000万円の減額、物価変動等による減額が9億2,000万円となっております。合わせて12億3,200万円の減額となります。

事業の進捗に関しましては、完了見込みが平成23年の予定となっております。事業費の進捗については、平成19年度当初予算まででトータル24億1,000万円となっております、総事業費に対しまして69.7%の進捗となってお

ります。工事の方の進捗は、区画整理工が250ヘクタールで74.5%の進捗となっております。暗渠排水工は244ヘクタール残っているという状況です。

長工期化の要因ですが、旧中田町については、整備要望が多いことから6地区で事業を実施していたということで重点配分ができないということから、長工期化しておりました。

続きまして、4ページになりますけれども、農地集積状況ですが、事業前の担い手の集積率は8%となっておりますが、現在33.6%ほど上昇し、18年度で41.6%となっております。計画に対する達成率としては66%となっております。中田町は、集積に関しましては、集落ごとにアグリセンター方式ということで、農地の集積を図るアグリセンターを設立するという方向で対応しております。

次に、7ページになりますが、費用対効果のご説明をいたします。事業着手時の費用対効果は1.2となっておりますが、現在再評価時点では1.57と高くなっております。これの主な要因としては、対象事業費が11億7,000万円ほど減額となっているのが主な要因となっております。

次に、環境への配慮ですけれども、同じく登米市の田園環境整備マスタープランによりまして、この地区においても環境配慮の対応をしておりますけれども、現在の対応状況としては、水質保全型水路を一部施工しておりますし、それから、植物では、ヤハツエンドウなどの植物の移植を一部、保護として行っております。

続きまして、調書 13大川地区をご説明いたします。

大川地区の位置についてですが、こちらは石巻市、旧河北町の東部になります。1級河川北上川の河口の右岸の丘陵地帯と河川の間を展開する農地となっております。ほとんど北上川の河口部分といってもいいかと思えます。

現在での整備見込み面積は396.9ヘクタールとなっております。事業着手時の区画整理面積ですが、413ヘクタールとなっております。暗渠排水は218.1ヘクタールとなっております。再評価時点の区画整理は396.9ヘクタールで16.1ヘクタール減っております。暗渠排水工は218.1ヘクタールで同じ面積となっております。増減については、地区除外5.5ヘクタール、導水路敷きの増加による減少が10.7ヘクタールとなっております。その他、地区編入が0.1ヘクタールほどございました。

次に、事業費ですけれども、事業費は事業着手時81億7,000万円となっておりますが、現在69億4,000万円となっております。差し引き12億3,000万円の減額となっております。この内訳については、次の2ページとなりますけれども、工法変更による事業費の変更が3億円ほどの増額となっております。物価変動による減額が15億3,500万円となっております。合わせて12億3,500万円の減額となっておりますが、工法変更、事業量変更で増額となった要因ですけれども、この地区に関しましては、地質調査の結果、基礎の指示層が想定よりも深く、表層に軟弱地盤が厚く現地にあったということから、揚水機場や附帯構造物の基礎工の変更が多く出てまいりまして、基礎杭、それから置きかえ工法において増額となっております。また、旧水路跡などの置きかえ部分についても増額となっております。先ほどお話ししたように、3億円ほどの増額となっております。

次に、進捗状況ですけれども、この地区の完了見込みは、平成24年となって



おります。事業費の進捗といたしましては、19年度当初まででトータル39億2,000万円となっております、総事業費に対しまして56.5%の進捗となっております。

工事の進捗は、区画整理工が288.9ヘクタールで72.8%の進捗となっております。今後、区画整理工108ヘクタールと、それから暗渠排水は9.6ヘクタールを残すのみですが、これらを施工してまいります。長工期化の要因ですけれども、これにつきましては、まず、この地区の用水が慣行水利権ということで持っておりましたけれども、それを統合して許可水利権とするための河川協議に時間を要したことから、長工期化しておりました。それから、旧河北町でも4地区ほど事業を実施していたということで重点配分ができなかったことから長工期化しております。

続きまして、4ページの方で農地集積状況をご説明いたします。事業着手時の集積率ですけれども、担い手の集積率15.4%となっておりますが、現在17.3%上昇しまして、18年度で32.7%となっております。現在の担い手の育成状況ですけれども、22人の担い手に対して、61%ほどの担い手の育成状況となっておりますけれども、今後、これらについて地域一丸となって担い手の確保に努めていくという考えであります。

次に、7ページの費用対効果の方をごらんいただきたいと思います。当初1.04となっておりますけれども、現在の費用対効果は1.18と高くなっておりますが、費用対効果の高くなった主な要因としましては、10億円ほど減額になっていることが要因かと思われまます。

次に、環境対策といたしましては、石巻市の田園環境整備マスタープランによりまして、この地域も環境配慮区域と位置づけられておりまして、地区内の導水路をそのまま保全したりビオトープ池を造成したりして、両性類や小魚などにも配慮した取り組みを一部で行っております。

以上、続けての説明になりましたけれども、ご審議の方よろしくお願ひしたいと思ひます。

森杉部会長 要領のいいご説明いただきましてありがとうございました。  
まずはしばらくご質問等ランダムにいきましょうか。

徳永委員 ちょっと教えていただきたいんですが、客土工ですが、これがあるところとないところとあるわけですが、その必要性というのか、そういう事業目的のところに、客土に関しては一切何も書かれていないようですので、その違いを教えてください。

農村整備課 客土工につきましては、事業着手前に現地調査をどの地区も同じように行っているんですけれども、このとき土壌調査を行いまして、表層というか、作土ということで、土の上の部分、作物を育てるために必要な土層の厚さというのを確認しておりますけれども、その厚さが大体宮城県の場合ですと15センチから20センチくらい必要だというふうに考えておりますけれども、これよりも薄くなっているところについては客土工をして、さらに営農での施肥対応など必要ですけれども、そういうことで作土を確保するための客土として行っておりますので、

当初調査時に表土が薄かったところに客土工を施工しております。

徳永委員　そこまで面倒を見るというのがこの事業ということなんですね。ある意味、自己責任的な部分もあるのかなという気がしないでもないんですが。というのと、あと、その厚さを変えているところとかもありますよね。そこら辺がちょっとよく……。区画整理とか、暗渠までは一律に見ていいと思っていますけれども、その部分をどうとらえるべきなのかというのがちょっとよくわからないので。

農村整備課　事業目的の中に、やはり営農条件の整備の中に、作土の確保も含まれておりますので、そういう点で着手時に土壌調査を行って、不足しているところには事業で対応するというところで行っておりますが、着手時の調査がやはり田んぼの枚数がごらんいただいたように10アールごとの1枚、1枚になっているんですが、全部の枚数を作土を確認するような状況にはちょっとなっていないために、工事のときには、実際に細かく調査するというところで、面積なり厚さがそれによって変化しております。

徳永委員　農業の素人でいろいろ質問しているんですが、その状況というのは、その土地を持っている人の努力によって、厚いところがあったり薄いところがあるということはないんですか。地理的条件というか、それだけなんですか。なんかその人の努力によっても大分状況が違うのかなという気がしないでもないんですけども。

農村整備課　今お話しいただいたとおり、作土が薄いところは地形的というか、地域的な問題で薄くなっているところがあります。それに対して、事業前に営農努力のみならずから客土工をして作土をつくっておられるという方も確かにあります。その方々は営農努力でやられているんですけども、それを個々でやらずに事業制度に基づいて、地域として対応しようという考えで話し合われて、ほ場整備に取り組んでいるということかと考えております。

森杉部会長　そうですね。難しいね、多分。個人の問題は。わかりました。

山本委員　環境配慮のことでちょっとお聞きしたかったんですが、先ほど一番最初の説明で平成13年に法律が変わって14年からということだったので、やること自体はすごくいいことで、どんどんやってほしいんですけども、この場合、工事の工法の変更とかということでは、この環境配慮の関係は、だから、14年から入ったということだと思うんですが、それに関しては、表の中では、その他工事費というところに入っていくということになるのでしょうか。

農村整備課　環境配慮によって、水路の工法変更した分は、工法変更、事業量変更の方に入っております。

山本委員　川床に穴あきのものを設置したりとか、余り工事費の増減にかかわるようなところにはなっていないということでしょうかね。

農村整備課 箇所数とか、工法にもよりますけれども、一部は、通常の製品よりも環境配慮型製品の単価の方が高くなっておりまして、多少はどの地区も環境配慮した場合には、費用的にも増額になっております。それから水路も先ほどお話ししたとおり、法の勾配など、斜面を緩くしたりすることによって対応していますので、それによって潰れる面積が若干増えたりするということで、地域の方の理解を得ながら導入しているという状況になっております。

山本委員 環境配慮自体は、特に、里地の生き物に関しては今国を挙げて保護に取り組むべきということになっているので、ある程度工費が上がっている、全体で物価が下がって工費が下がっているから見えなくなっているんですけども、そういう点で工費が上がっている。上がる要因としてきちんともっとアピールしてもいいのかなと。たまたま今はいろんなことで下がっているから見えなくなっていますけれども、14年以降、そういうことでむしろ上がるものを吸収した結果、こういうふうになっているということは、もっと言うてもいいのかなというふうに私は思います。

森杉部会長 いいですか。ほかにどうぞ。

沼倉委員 質問二つあるんですが、まず、一番目が、8の鹿島台東部地区の事業の資料の7ページ、B/Cの計算のところの更新効果についてご説明いただきたいです。事業着手時は、3,100万円だったのが、再評価時には1億4,200万円に増加しています。この更新効果の資料の明細が同じ資料の33ページにあるようですけれども、どうもこれだと、そこの下の方に書かれている施設が追加されているかに見えます。ちょっとこれは推測なんですけど、この施設名が、関連事業の名前と同じなので、この追加された理由と、あとは関連事業との関係についてご説明お願いしたいと思います。

農村整備課 今回の関連事業の関係と更新効果なんですけど、今、ちょっと触れていただいたように、関連事業の国営事業の方の施設となっております。この影響がかなり大きく出ておりますけれども、33ページの方にあります八幡袋江樋管及びその他施設、それから、八幡袋江用水路及びその他施設ということで載っておりますけれども、これらについては、国営事業の方の関連施設となっております。これらについては、国営事業の変更によりまして、事業費が変わってきたことから、変更となっております。この33ページのところに、今、お話しした工種の計算がされているわけですが、括弧書きで、27万2,826という括弧の後ろに掛ける383.5ヘクタール、割ることの3,569.7とありますけれども、この3,569.7が国営の受益面積になっておりまして、383.5が今回の鹿島台東部地区の受益になっているんですけど、この比率分だけを計上しているような形になっております。国営事業の方の増額となった部分がここの更新効果の方に加わってきているという状況です。

沼倉委員 今のご説明で、実はこれはどういう建設をするかによって、その効果を上げよ

うというときに、同じ効果を上げるための関連事業の更新設備を更新効果として入れているということですか。何かちょっと構造がまだ合点がいかないんですけども。

農村整備課 国営事業の方が、幹線ということで、39ページに国営事業の関係の位置図が載っているんですけども、鹿島台東部地区に用水を運んでくる水路を国営の方で整備されているので、国営事業とは場整備は一体的な関連事業ということで、一体として効果算定をしております。そのために、このように合わせた形になっております。

沼倉委員 効果算定をしたときに、その関連事業の更新効果というのは見るべきじゃないんじゃないかと思うんですが、こういうものなんでしょうか。

森杉部会長 これはめちゃくちゃもめていますね。この問題、長い間。課長さんと大分やりましたよね。

農村整備課長 ちょっと更新効果の話ですけども、本当に部会長にもご指導いただいて、そもそもつくり直す部分がそっくりそのまま効果になっていくのは変なんじゃないのというのを大分、前々回、2年ぐらい前からずっとお話しあって、でも、最新の情報ですと、国の基準変わりました、やり方がちょっと国土交通省並みに今後なっていく流れに今なっています。

特に、更新部分が前回お話しした、ありせば、なかりせばの話を今国の方でもやるようになってきています。ただ、これは、まだその適用以前の基準でやっているの、違う部分あるんですけども、前回言ったとおり、土地改良事業というのは、上流にダムがあって、ダムに水をためて、それが下流まで流れてきてという、そういう因果関係になっていて、国営の事業が例えばダムの分のお金を見ないで、下で営農できるというような構図にはならないわけです。そういったことで、今、関連事業の水路更新部分が、この事業の中でも必要経費として入れて、関連事業の中には工事費が入っています。その分の見返りとして国営の関連事業を見込んだ分の効果を更新として入れ込んできているというようなやり方で、更新の部分でただ、効果だけを入れているんじゃないくて、上の方の関連事業の40億円の中に、この施設の直し分のお金もコストとしてかかっているわけなんですね。ですから、更新だけ入っているのではない。上の関連事業の中には、そういった国営の水路分のお金も面積負担分としては計上されていると。

森杉部会長 更新効果というのは何かというのが、これがわからないんですよ。このマニュアルを読んでもわからない。特に、農道に関しては大問題だと僕思っていますし、これはかなり皆さんが指摘している状況なんですね。ここでの更新というのは何かというと、既存の水路があったんですけども、今度立派な水路をつくりましたので、その水路は、今まであった水路の機能が更新しましたと。そういう効果を計算しましょうと、こういうわけですね。その水路が生産に与える効果とは別途に、水路そのものの質が上がりました。たくさんの容量を迅速に運べるようになりましてという効果を更新効果と、こう呼んでいるんですね。これも効果を計

算するたびに、あたかもそれだけの施設を改めてつくった建設費ほどの効果があると、こういう計算をするわけですよ。これで、非常に、かなり課長さんともめまして、それから本省ともめまして、先ほどおっしゃったように、その効果の取り扱いについては一定の修正があるようですけども、今の基本的な考え方は本省の言いたいことは既存の水路が新しくなったら、それは更新した効果があるのではないかと、こういうふうに考えましょと、こういうわけですね。それを、水路が生産に与えた便益に加えてその効果をカウントしましょとというのがここでの理屈なんですね。

だから、わからないわけじゃないんです。特に、水路みたいなものは、確かにそういうものがある可能性があるんですね。この小さいやつでちょろちょろ流れるような状況から大きなものになったら、それはコントロールとか、いろんないっぱい便利になるでしょうね。

沼倉委員　ただ、部会長、今はこれは関連事業のものをそっくりもってきている。

森杉部会長　これは国営の部分のコストも入れていますし、国営の部分の効果も入れているということです。これはもしも、こちらの方の県営のところの部分でも更新効果があるということでカウントしているわけですね、同じように。

農村整備課長　いや、同じ部分では見ていない。ダブリ計上はしていない。

森杉部会長　ダブルカウントはしていないけれども、それはそれぞれの施設ごとに更新効果があるという考え方をしているんですね。

農村整備課長　要は、この更新する国営の建設費用を計上してあります。

森杉部会長　今回の場合は、国営の方のだけを入れていると。

農村整備課長　この投資した分の効果は更新分としてまた見ますと。費用と便益の関係は両方セットで見えますという。更新効果だけ見ているのではない。

森杉部会長　そこのところはいいでしょう。

沼倉委員　ただ、本当の効果というのは、生産作物とか、営農がどれだけこの生産性が上がるかという部分だと思うんですね。それは、国の事業と一体となって効果が発現していると思いますので、効果の発現とコストを比較するべきだと思うんです。その効果の方というのは、幾ら上がるかというのは、その両方の効果を含めて入っているはずですね。そうじゃないと水流れてこないわけですから。さらに、今、このコストの分を結局、更新効果というところで引くということは、コストは見ないということ。

森杉部会長　それは、更新効果のところコストを引いていないんです。それは別の施設ですから。勝手な架空な施設を想定しているんですよ。

農村整備課 建設費、最適な見合いの部分を入れてあるということです。

森杉部会長 この水路を今までの維持を確保するために必要であろうと思われる最適な投資額をこの更新効果としてカウントしますよと言っているんですよ。それは関連事業で実際に投資しているものとは全く関係ないんです。

沼倉委員 投資するのも関係なし、既に既存のものでもないものを。

森杉部会長 既存のものに対する、その効果を更新する便益を計算するために、架空の投資費を考えるんです。その投資額が便益だと考えましょと、こういうわけです。

沼倉委員 ただ、既存の設備じゃないんですよ、これ見ると。今、これを新しくやろうとしている国の事業をここに入れているわけですね。

農村整備課 いや、国の事業でこの地域の中なり上流にある既存の施設を直してくれる。この地区にその水路を使って入り込んでくる関係になっているので、国で整備する施設の更新部分の恩恵をこの地区でも受けていますよと。ですから、関連事業として国の工事費をこの地区の外づけとして関連事業として入れている。

沼倉委員 とりあえずマニュアル上の問題ということの理解で……。

森杉部会長 これね、マニュアルの問題は、先ほどの問題点と同じように、また別の機会にしましょう。

沼倉委員 あと、多分これもマニュアル上の問題なのかどうか、理解のためにもう一つの2番目の質問なんですけれども、営農経費節減効果についてですが、こちらは、10番目の事業で、4ページ、例えばの話なんですけれども、ここで農地集積率というのが62.2%と。これ達成率100%というところなんですけれども、その営業経費節減というのは、農地が集積したら達成できるものなんですか。それとも集積しなくても経費節減の効果があるものなんでしょうか。それによっては、例えばこの経費節減の効果算定のときには、予定もしくは実態で上回っている方でいいと思うんですけれども、その部分を算定するのが適切かと思うんですが、そういう算定になっているのか、それとも集積するしないにかかわらず、全部を経費節減というふうに見て計算されているかどうかということについて教えてください。

農村整備課 ただいまの営農経費節減効果ですが、これも昨年もご質問いただいて、同じような部分があったんですが、この効果の発現については、便益で同じように整備がされ、ほ場の大きさとしては同じように整備がされるということで、同じように発現するというふうに見ております。それで、昨年もお話しあったように、営農状況がベストな状況で見えてあるのであれば、集積と一体ではないかということでお話しいただいて、参考までに集積率を見込んだ場合ということで、他地区の

例でしたけれども、どれくらいになっているかというのを参考までお話しした経緯はあるんですが、今の営農経費は、集積が進んだ状態、全体で同じような営農状態が形成された時点を想定して出しておりますので、現在の集積率が反映された効果とはなっておりません。

両角委員 その辺、いつも、前からちょっと問題あると思うんですけども、さっきの説明でやはり、事業効果と集積率のお話と、担い手の状況とか機械のお話もあるんですが、やっぱり今、お話しあったように、ハードだけ直してもとても実現できない。ソフトと絡んで、まさに担い手育成のための基盤整備なので、そのところがやっぱり説明としては一番興味があるところというか、聞きたいところですよ。

だから、八つの地区を見ても、相当ばらつきがあるわけですね。物すごく達成しているところもあるし、そうじゃないところもある。比較的高いですけども。それから、担い手もかなりいるところといないところあるし、機械もいろいろばらつきがある。それを多分、計算上は一緒に見てやっているの、やっぱり最終的にそういう効果が担保できるのかどうかというあたりは、やっぱりソフトの行方ですよ。ソフトというか、そういう農地集積とか、担い手がいるとかいないとかというあたりが、リンクして説明していただくというのがやっぱり大事だと思うんですね。今後多分していただけるのではないかというふうに期待しています。ちょっと僕もそのお話し聞いていて、そこが一番気になります。沼倉さんと同じ感じですよ。

沼倉委員 一番は、マニュアル上の問題がこれもあると思うのと、あとは、そういう意味では、説明の中に達成率についても少しはされていたというのはあるんですが、やはり非常に重要な部分ですので、できれば、それについての対策を調書に入れていただけるとありがたいなという感想です。

両角委員 もう一つ。大変細かいところで恐縮なんですけど、どこの事例でもいいんですけども、調書 7の松島東部地区の4ページにも事業による社会情勢等というところで、調整水田というのがありますね。これはほとんどの事例で、ゼロにすると、計画上です。18年度の達成状況を通じて見ると、大体ほかのところでも、調整水田がゼロになって、そして、水稲が増えているというふうになっていますね。多分、一般に考えると、転作がこの厳しい時期に、調整水田がゼロになって、水稲がその分ある程度、相当の割合で増えているんですけど、これはみんなの事例と共通しているんですけども、別にこれがいいとか悪いとかというのではないのだけれども、どうしてそうなるか、この事情を説明していただけないでしょうか。

農村整備課 今の水稲作付の件なんですけれども、現在、ご承知のように生産調整の面積が進んできまして、なおかつ奨励金も産地づくり交付金という形になって、この交付金の対象となるのが、まとまった団地での作付ということになっております。これが反映されているために、松島東部地区ですと、大豆、ソバが作付になっているかと思うんです。条件のいいところをつくらないといけないということもあります。それに加え、調整水田も補助の対象にならないので減っております。水

稲が増えているところが後半の地区にあるんですが、松島の場合には増えてはいないんですけれども。

両角委員 松島東部地区はそうですけれども、ほかのところは大体増えていますね。

農村整備課 ほかのところは大体増えておりまして、……

両角委員 いや、これはこういうところに集中して、他のところとか減ってですね。ここに集まってきているということだと思うんですけれども。

農村整備課 そうですね。ほ場整備をしたところでは水稻をつくって、周りの未整備の田んぼの方で生産調整をかけているという状況になっております。

森杉部会長 もう一回言ってください、今のところ。僕もそれ質問したかったんですけれども、最後のところわかりませんでした。

農村整備課 ほ場整備を行った整備済みの区域のところは、やはりつくりやすいので、つくるとやっぱり効率がいいので、そちらの方で農産物を、水稻でも転作作物でも整備済みの方の農地で作って、未整備のところ、つくりにくい水田、開田地帯とかですが、そういう水の不便だったり、作業条件の悪いところ、それらを調整水田に充てるといふふうにしているという状況が見られます。

森杉部会長 その未整備のところでは、水田を転作という格好にはできないわけですね。湿田だからできないわけですね。ここで初めてできるわけでしょう、そういうことは。

両角委員 だから、ここでは、調整水田にしてしまっているんですね。結局何もしないか、あと転作できないからそうせざるを得ない。

森杉部会長 いや、ここでは調整水田では実際には転作して、整備済みのところで大豆とかつくってしまよと、こういうふうには。

両角委員 つくっているし、かつ、これはちょっと事例が悪かったんですが、8以降は大体水稻も増やしているんです。

森杉部会長 それでも増やしていると。

農村整備課 大体、18年度以降、水稻が増えているので。

森杉部会長 増えているとどういうことになるんですか。それはどこかで削っていないとこういう数字は出てこないはずだと、こういうことですか。

両角委員 それを確認したという説明でいいんですね。



森杉部会長　　そういうことですか。なるほど、わかりました。

両角委員　　確かに進むと、そういう現象が起きてきていますということですね。一番効率のいいところで、水田も転作もということ。

森杉部会長　　それ自身はいいことだね。

両角委員　　悪いことではありません。

森杉部会長　　他所に休田を回したというコストはカウントせねばならんじゃないの。コストとしてカウントせねばならんじゃないかなと。

両角委員　　社会的にはちょっと、どう見ていいか、難しいですね。

徳永委員　　2点あるんですが、まず1点は、例えば松島東部地区のところだと、松島町では、事業が集中し、ほかのところに集中するために予算配分できなかったというふうな書き方をされているんですが、ここでいう松島町ではというのは、事業主体というか、その原因者としての町の予算の問題でということなのか、単に県として重点配分する中でという意味なのか、その重点配分的意思決定はどちらだったんでしょうかという質問が1点です。

それから、もう1点は、前に戻るんですが、6番の江合左岸地区のところを見せていただいたときに、多分、区域外に、・・・。

森杉部会長　　ちょっと、済みません。

両角先生、これはよろしいですね。基本的に継続ということで。

両角委員　　ええ。

森杉部会長　　ありがとうございました。特に条件とか、ご意見とか、ありませんか。

両角委員　　いいと思います。

森杉部会長　　よろしゅうございますか。ありがとうございました。

（両角委員 退席）

森杉部会長　　失礼しました。

徳永委員　　それで、その区域外か区域内かわからないんですが、結構、新しい住宅がまわって建っているという風景を見たんですが、それは、この地域を区画整理したときに、そっちに転居して、そこに新しく住宅を建てたものなのかどうかということなんです。なぜそういうことを聞くかというと、鹿島台のところで、これ結

果的に河川と二線堤の間に挟まれた土地になるわけですね。ある程度そういう遊水機能的な意味合いがある地域にかなり農家の家が残ってしまうという形になってしまっているわけですが、だから、そういう区画整理をやるときに、何とかもうちょっと大きなくりの中で、その二線堤の内側というのか、そちらの方に集団移転するというふうな選択肢はなかったのかどうかということなんですけれども。

森杉部会長 それはここだけの問題じゃないけれども、大きな問題だよ、確かにそういうことは考えられたかもわからないな。

農村整備課 まず、鹿島台の方の土地利用ですけれども、結果的には、今お話しいただいたような対策はほとんどとれていないんですけれども、役場の方の土地利用計画に基づいた計画になります。農業農村整備事業の場合には、受益対象として、農振農用地ということで、将来とも農地として使われるところを対象に事業しておりますので、江合川左岸地区の現地調査のときの状況も、私の方でも農地の方しかちょっと注目していなかったのが、宅地の方は気づかなかったんですが、旧来からあった宅地のみが残っていて、新築の家があったとすれば、地区の外か、もともとあった住宅地でのものではないかなと思われましてけれども、農地の変動の中に非農用地設定なりがされれば、農地以外ということもあるんですが、個人の住宅地とか、宅地開発のために、今回の地区の中で非農用地をとったというところはありませんので、全部整備しているのは、今のところ農振農用地ということで進めております。

それで、最初の質問の松島の予算の関係ですけれども、松島の場合ですが、県の財政も厳しいというのは、新聞等々で既にご承知のことだと思っておりますけれども、ほ場整備全体の予算としては、ある程度の規模は持っておりますので、急げる地区というか、重点的に進められる地区については、状況等を見ながら予算配分しておりますので、年度予算を決めるときに、各市町村に協議をし予算を決めております。松島の場合には、やはり先ほど言いましたように、地震対策等があって予算を別な方に重点配分しなくてはいけないという話をもらっていたこともあって、重点配分などの調整をしておりません。

徳永委員 松島に限らず大体そういう書き方されているんですが、大体、どちらかという市町村側の事情でこういう配分になっていると考えてよろしいんですか。

加藤委員 現状はそうですね。

農村整備課 現在事業管理計画ということで、この先5年間分の事業の予算について市町村に照会しながら農業農村整備事業をやっておりますけれども、そのトータルというか、市町村の年度予算の積み上げによって、5年くらいまで先を見通して、回答いただいたものでやっておりますので、県の予算は大丈夫かと言われると非常に答えにくいんですけれども、町の予算の影響がまず大きいとは思っております。

加藤委員 市町村毎の公債費負担比率みたいなものが、どうしても影響してくるんだと思

うんですね。

森杉部会長　今の徳永先生の問題提起の二線堤の中の住宅移転問題というのは、これは恐らくこちらの農業では多分なくて、河川側の可能性もありますし、わけわからないんですけども、何かこういうことはどういうふうになっているかということと、これは県政全体の物すごく大きな問題ですから、どこか問い合わせて、何らかの形の現状がどうなっていて、それに対して今後、我々としては、これを検討するような方向性を検討してほしいというような意見書を出してもいいと思うんですよ、これは。知事に直接言ってもいいぐらいの大きな問題だと思うんですね。

加藤委員　これは多分、河川の方の問題で、徳永先生おっしゃるように、二線堤の間のところは、遊水池とかに指定になれば、多分移転できると思うんですね。それで、その農地は地役権設定されて、農地の用途は使えるんですが、洪水時には遊水池に使えますよと。地役権設定までなるようなところだと、この辺ですと蕪栗沼関係の遊水池あると思うんですが、ああいうところは家屋移転できますし、一関の遊水池も多分そういう形だと思うんですけども、こうしないと。

森杉部会長　なっている可能性あるのかな、二線堤と河川の間は。

徳永委員　二線堤というのは、特に遊水池という位置づけではないんですかね。

加藤委員　ここは遊水池の位置づけないんだと思いますね。

森杉部会長　ないの。まず、二線堤と河川の間は遊水池の指定はしていないの、しているんじゃないですか。してなかったら、二線堤の意味はないものね。

加藤委員　そこまでなっていないんじゃないですか。

森杉部会長　なっていない。そうですか。そういう問題点はあるんでないかと。だから、それこそじゃあ、なんのための二線堤かわからないね。もしもそういうところに被害がないとしたら二線堤要らないじゃないかと。

徳永委員　だから、いわゆる区画整理という土木的なというか、都市的な区画整理で考えると、ついでに家屋も移転しちゃってもいいんじゃないかと思ったわけですよ。これは全部内側の区域なので、そういう手は使えないですけども、外側をひっくるめて、こう区域を……。

森杉部会長　内側ですか、それ。

徳永委員　内側というか、堤外地の方ですね。

森杉部会長　堤外地でしょう。二線堤から見たら外でしょう。  
これちょっと、何らかの格好で対応をしたい。どうやって対応していいかわか

りませんからあとから相談。すごく大きな問題だと思います。少し実態がどうなっているかを知っておく必要があるね。特に二線堤のところだけ限定してもいいと思う。事業としてはいいですけども、関連する事項として、県がどういう政策を持っているかということ、実態を知っておきたいと。

長田委員 ほとんどの地域に環境配慮区域という表現があったんですけども、江合左岸地区だけはそういう表現がなかったんですけども、なんかいろいろ考えているということでした。それで、小動物や小魚の出入口を主に工事の際につくっているということだったんですが、この環境というのは、小動物の入り口をつくるだけで増える問題じゃなくて、例えば農薬の問題とかいろいろあるんじゃないかと思うんですね。そういう環境配慮に対する指導要綱というのは、県として明確に持っているのかどうか。また、それは市町村に任せているのかどうかということをお伺いしたいと思います。

農村整備課 今の農薬等のことなんですが、担当部署の話をする申しわけないんですが、農村整備課は工事担当になりますので、農薬等の担当の部署は違いますので、その件に関しましては、調べて次回に資料提供というか、内容をご説明をさせていただくということにしたいと思います。

森杉部会長 わかりました。

沼倉委員 ちょっと先ほどの話に戻るんですけども、集積率の話について、結構事業によってばらつきがあるので、できれば附帯意見として、集積率が未達成のものについては、ソフトウェア対策も含めて達成できるように努力してほしいということできれば盛り込みたいと思うんですね。特に、江合左岸、あとは鹿島台東部、あとは桜場と大川、これがやはり非常に低いように思いますので、そのような意見を入れたいというのが個人的な希望です。

それと、もう一つ、ベネフィットの方には全体の便益を入れているということなんですが、もともとの計画が、江合左岸を除けば、ほとんど50%から60%台ということで、本当にこの60%台の計画でこれだけ何十億円のお金を投資してもいいんでしょうかという話もどうしてもあると思うので、努力目標としてできれば、その集積率の計画をさらにアップできるようなことも検討してほしいと思うんですけども、これは難しいのですか。

森杉部会長 集積率ですよ。集積率を計画どおり実現してほしいと。これを必ず行いますという決意表明をしていただきたいと、こういうことなんですけれどもね。そう簡単ではありませんということになるかもしれませんが。しかし、大分上がってきていますよね。そういう事実から見て、ぜひとも一層努力するという形の、あるいは努力されたいというコメントを我々としてはしたいと、こういうことなんですけれども。

農村整備課長 先ほど冒頭、平成19年度からまた国の農業政策が一步進んで、担い手と言われている人たちに施策を集中していく。専門的な話をすれば、品目横断とか、い

るいる施策がありまして、今の国を挙げてというか、県を挙げて、地域を挙げてそれに取り組もうとしています。そういったものをしていくためには、どうしても集積というのは避けて通れないもので、今、ここに掲げてある数値は、それなりにやはり大変達成するには努力が必要な数値ではあるんですけども、それをやっぱり乗り越えていかないと、やっぱり本当の姿になっていかないという部分はあるかもしれません。

ですから、今お話しあったとおり、少なくとも事業計画に掲げている目標に対しては、当然、達成するように、我々もいろいろな場面を使ってやっていきますけれども、その上をどこまで上げていくかということ、やっぱりわからない部分があって、究極は100%になっていけば一番いいんでしょうけれども、ただ、それだけではなくて、団塊の世代の帰農の問題とか、いろいろ社会現象としての受皿としての農地というものも必要なものですから、その辺がどういったふうに、今から以降合意形成されていくか、その辺見ながらの話になるんだと思います。

いずれ、計画に掲げている数値の達成については、我々全力を挙げてやっていくというようなコメントなんかも付しながら、評価を受けたいというふうに思います。

森杉部会長 我々としては、そういうぜひとも奮励努力をお願いしたいと。国を挙げてのね。そういう意見書を附帯意見としてつけましょう、これは。物すごく重要なテーマだしね。

沼倉委員 あと、両角先生の意見も次回聞いてみて、お願いしたいと思います。

森杉部会長 ほかにどうぞ。いいですか。

僕も大体今おっしゃったところの最後のところだけ言いたかったところなんですけれども、特に、この最初から計画の集積率が低いところがB/CのBが小さいんですよ、総体的に。どうもここがキーポイントみたいな感じがするんですよ、本当に。

それでは、全体の意見ですが、個別に一個一個よろしいですかということをやりますけれども、それでよろしいですか。

(「はい」の声あり)

それでは、個別の事業にかかわる特別の附帯意見はなく、承認です。しかし、これ、全体に対しての附帯意見として、集積率を最大限上げるような政策を、あるいは推進を国とともに、ぜひともお願いしたいと。

以上が、ここでの審査の決定事項なんですけれども、これとは別個に先ほど言われた二線堤と河川の間住宅の浸水対策はどのようになっているんだろうかということ調べてみるができるかどうかをちょっと当たっていただきたい。可能ならば報告をいただきたい。

これだけでよかったでしょうか、この件は。

田中副部会長 そうですね。感じとしては、やっぱり一線堤で基本的なところを守っているというところがあって、その超過確率の洪水に対してということなので、どこまで今言ったお話を二線堤までに、そこそこの区間までに広げるかということなん

だと思っんですよね。だから、基本のところを一線の方である程度やっているから、さらにその上はなかなか、どこまで持っていくかというその辺の考えなんだと思っんですけれども、多分ね。

森杉部会長      じゃあ、その程度で終わるかもだね。田中先生も入れて、ちょっとその辺のことは一回調べてきましょう。なるほどね。

ほかに。今のでいいですか、まとめるとして、これでいいですか。

それでは、これで審議そのものは終わります。15分オーバーしておりますが、事務局の方をお願いいたします。

司      会      委員の皆様、長時間にわたるご審議ありがとうございました。

続いて、次第の3としてその他に移りますが、事務局の方から次回部会の日程についてご連絡申し上げたいと思います。

お手元にご案内の文書をお配りしておりますが、第3回部会は、7月9日(月)の午後1時30分からこの特別会議室で開催します。よろしく願いをいたします。

事務局から以上ですが、委員の皆様からその他ということで何かご質問ありませんか。

特になければ、以上をもちまして、第2回公共事業評価部会を終了いたします。

宮城県行政評価委員会公共事業評価部会

議事録署名人      加   藤      徹   印

議事録署名人      徳   永   幸   之   印